

令和7年度 尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会
第3回計画策定部会 次第

日時：令和7年12月15日（月）午前10時～12時
場所：尼崎市立中央北生涯学習プラザ 小ホール

1 開会

2 アンケート項目の審議

- ・ アンケート項目に関する委員意見について

資料1～5

3 計画策定に関連する福祉分野別計画について

- (1) 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」について

資料6

高齢介護課 迫田 課長

- (2) 「障害者計画・障害福祉計画」について

資料7・8

障害福祉政策担当 山崎 課長

- (3) 「こども・若者総合計画」について

資料9・10

こども青少年課 浅田 課長

4 事務連絡

以 上

【配付資料】

- 資料1 アンケート項目に係る委員意見一覧
- 資料2 尼崎市地域福祉に関するアンケート調査
- 資料3 尼崎市地域福祉に関する民生児童委員アンケート調査
- 資料4 尼崎市地域福祉に関する保護司アンケート調査
- 資料5 尼崎市地域福祉に関する事業所アンケート調査
- 資料6 生き生き！！あま咲きプラン（第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）
- 資料7 尼崎市障害者計画（第4期）・障害福祉計画（第6期）
- 資料8 尼崎市障害福祉計画（第7期）
- 資料9 尼崎市こども・若者総合計画
- 資料10 尼崎市こども・若者総合計画（概要版）

【次回以降開催予定】

第4回以降は、令和8年4月以降に開催いたしますので、後日日程調整の上、改めてご案内させていただきます。

アンケート項目に係る委員意見一覧

①市民向け

No	委員名	設問番号	ご意見	対応	
1	近藤委員	(1)～(7)	・アンケート回答は個人対象としているが、80-50問題を抱える世帯の場合、回答者によって結果が異なることや、個人の回答の場合、送付者以外の人が回答すると想定された回答結果にならないなどの課題があり、世帯全員に回答してもらう方法もあるのではないかな。	意見を参考とする	・本調査は、意識調査となっているため、基本的に一個人の考え方や思いを調査する内容となっています。 ・仮にこの調査を世帯対象としたアンケートにした場合、多くの設問で世帯員の意見が異なった時に、回答できない場面が想定されます。 ・そのため、世帯アンケートにすることは考えていませんが、今回の結果から世帯での意識調査が必要と判断するなど、次回の調査において、改めて、その必要性について、検討します。
2	林委員	(1)	・市民アンケートでは「性別」の設問がありますが、他のアンケートではない。他のアンケートでは「性別」を設問にしないのか。	意見を反映した	・ご意見いただいたとおり、民生児童委員アンケートと保護司アンケートにも「性別」の設問を追加します。
3	近藤委員	(2)	・「年齢」は「80歳以上」となっているが、他市では「90歳以上」となっているところも多い。変更する必要はないかな。	意見を反映した	・ご意見いただいたとおり、「年齢」の選択肢を「7 80～89歳」／「8 90歳以上」に変更します。
4	林委員	5ー1	・地域活動の参加の場として聞いているお祭りなどの地域イベントのサポートもボランティア活動ではないかな。 ・活動の選択肢に、「収集活動（エコキャップ、使用済み切手、書き損じはがきなど）」などの踏み出しやすい活動も入れてはどうか。 ・多様な主体を対象とするのであれば、国際交流など外国籍の方を意識したボランティア活動の選択肢は必要ないかな。	意見を反映した	・ご意見いただいたとおり、以下の選択肢を追加します。 ○ 地域のおまつりやイベントでの準備・運営などの活動 ○ 外国籍住民との交流イベントの参加・運営や通訳等のコミュニケーション支援などの活動 ○ 収集活動（エコキャップ、使用済み切手、書き損じはがきなど） 《その他の変更箇所》 2 高齢者、障害のある人のゴミ出しや買い物などの日常的な支援活動 3 高齢者、障害のある人の身体的介助などの支援活動 ↓（選択肢の数の調整のため、まとめる） ○ 高齢者、障害のある人への日常生活上の支援（ゴミ出し、買い物、身体的介助など） 9 災害時に支援を必要とする要配慮者の避難支援等の防災活動 ↓（ご意見のとおり、表現を変更） ○ 防災訓練への参加や災害時の要配慮者の避難支援等の防災に関する活動
5	林委員	7	・「9 災害時に支援を必要とする要配慮者の避難支援等の防災活動」が具体的に何を指すのか市民の方にはイメージしづらいのではないかな。防災訓練や個別避難計画の実施に関わっているか。防災関連の選択肢であれば、実際の被災地で災害ボランティア活動をしたことがあるかということも聞いてもいいのではないかな。		
6	荻田委員	5ー1	・女性や外国人など、困難を抱えやすい方々の包括性に関して、例えば、ボランティア活動への参加について、選択肢の中で「子育てに関する支援活動」とあるが、（シングルマザー、ファザー、外国籍の方々など孤立しがちな親支援を含む）といった表現を追記してはどうか。	意見を反映した	・ご意見いただいたとおり、困難を抱えやすい方としてシングルマザー（ファザー）といった「ひとり親」の視点を含めるため、以下のように選択肢を変更します。 8 一時預かりなどの子育てに関する支援活動 ↓ ○ 一時預かりやひとり親の交流支援などの子育てに関する支援活動 ・また、外国人を包含するという視点につきましては、意見No.4のとおり、新たに選択肢を追加します。
7	八代委員	5ー2	「どのような機関やツールからボランティア情報を収集しているか。」など、ボランティア活動を行う時の情報を得る手段についても確認したほうが良いのではないかな。	意見を反映した	・ご意見いただいたとおり、「ボランティア活動に参加した」と回答した人に対して、「何を使って情報を得ましたか。」の設問を追加します。
8	山本委員	8	・「死後の手続きに関すること」とあるが、亡くなられる方は先祖の供養のことを心配されることも多く、（）内に記載の「など」という表現に含まれているのか。	意見を反映した	・選択肢の「8 死後の手続きに関すること」については、国の資料と合わせ、「○ 死後の手続きに関すること（財産管理や葬儀、納骨、法要、孤独死による財産処分など）」に変更します。
9	高尾委員		・障害のある方も含め、おひとり様も増えている。そういう選択肢があれば、わかりやすいのではないかな。	意見を反映した	・ご意見いただいたとおり、選択肢に「○ 単身で生活すること」を追加します。 ・選択肢の「9 相談相手がいらないこと」については、「○ 相談相手や頼れる人がいないこと」に変更します。
10	八代委員		・尼崎市の特徴として、独居高齢者や身寄りのない方が多いため、もう少し具体的な内容がアンケートから読み取れるよう、もう少し掘り下げて、そこだけに特化した設問や選択肢があってもよい。	意見を反映した	・選択肢については、上記のとおり、変更・追加します。 ・高齢者保健福祉計画の改定に係るアンケート調査（令和8年1月実施予定）において、「人生最後を迎えるにあたっての気がかり」や「市の高齢者対策として力を入れてほしいと思うこと」の設問の中で、把握していきます。
11	荻田委員		・選択肢に、「仕事や収入のこと（生活費、養育費、借金返済含む）」「人間関係のこと（家族や友人、近隣など／孤立感や心身への暴言・暴力含む）」といった補足をするイメージが広がるのではないかな。 ・「死後の手続きに関すること」については、「看取り・死後に関すること（孤独死、葬儀、財産管理など）」という補足を追記してはどうか。	意見を反映した	・ご意見いただいたとおり、イメージが広がるよう以下のように選択肢を変更します。 1 仕事や収入（生活費含む）のこと 5 人間関係のこと（家族や友人、近隣など） 8 死後の手続きに関すること ↓ ○ 仕事や収入（生活費含む）など経済的なこと ○ 家族や友人、近隣などの人間関係 ○ ハラスメントやDVに関すること ○ 死後の手続きに関すること（財産管理や、葬儀、納骨、法要、孤独死による財産処分など）

No	委員名	設問番号	ご意見	対応	
12	林委員	14 ー1	・問14で「利用したいと思うか」と設問すると「利用したくない理由」の設問が設定され、ネガティブな印象となるため、「必要・不必要の理由は何か。」の設問にしたほうがよいのではないか。もしくは、すべての方に対して、「利用すれば安心して暮らせると思うか。」との設問にしてはどうか。	意見を参考とする	・制度の周知など市の取組不足など、制度の普及啓発に向けて「利用したくない理由」を把握する必要があるため、設問は引き続き、設定します。 ・制度説明については、制度の周知に向けて、設問と切り離し、わかりやすく記載します。 ・ご意見をいただきましたとおり、ネガティブな面が強く見えてしまうことから、選択肢を次のとおり変更します。 1 制度のことをよく知らないから 2 制度について関心がないから 3 制度を利用しなくても家族（親族）で対応できるから 4 後見人になってほしい人が見当たらないから 5 制度利用にかかる手続きや必要な費用などが心配であるから 6 その他
13	南委員		・前回のアンケート結果で、成年後見制度の理解が進んでいないことが分かるが、そのような中で、使い勝手が悪い印象を持つ選択肢が並んでいる。この調査で成年後見制度を初めて知って答える場合、印象が悪く、ますます利用しないことが想定される。利用しない理由を必要があるのか。		
14	林委員	15	・選択肢の選択を「いくつでも」にすると全部を選択となってしまうのではないか。しかし、選択肢が立ち直りに必要な内容であることが回答者の気付きになるようにということであれば、変更の必要はない。	既に盛り込み済み	・前回のアンケートでは、回答者がもっとも必要なものは何かを調査できるよう、選択数を「1つ」としていたが、今回は、回答者がより多くのことに気付き、理解が進むよう、選択数を「いくつでも」に変更して、どの選択肢が必要と感じているかを調査していきます。
15			・選択肢の内容が漠然としている。例えば、「就労や住居を確保して安定した生活基盤を整える」など、少し具体的に記載すれば、回答者のイメージが付きやすいのではないか。	意見を反映した	・ご意見をいただきましたとおり、回答者の理解が進むよう、わかりやすい表現に、選択肢を次のとおり変更します。 1 出所後の住宅の確保の支援 2 円滑な求職活動に向けた相談支援や就労先の確保 3 学校等と連携した修学支援 4 生活保護の申請などの経済的な支援 5 保健医療・福祉サービスの利用促進のための支援 6 地域住民の理解に向けた広報・啓発 7 刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等の連携強化
16			・再犯防止の説明をせずに、支援の必要なことを設問しているが、「再犯率を知っているか。」など、必要性が理解できる設問を追加してはどうか。	意見を参考とする	・再犯防止の説明せずに設問することは、ご意見のとおり、唐突感があるため、制度理解が進み、回答がしやすくなるよう説明文を追加します。
17			・例えば保護司など、「どのような協力者がいるのか。」という設問を追加し、現在の活動の認知度を測ることも必要ではないか。 ・次の設問は「協力できると思うこと」ですが、「協力できることはない」と答える割合が高くなるのではないか。認知度を上げるのであれば、「どのような取り組みがあれば関心が高まるか。」などの設問の方がよいのではないか。	意見を参考とする	・前回のアンケートでは、「協力したいと思うかどうか」・「（協力したいと思う人にのみ）どのような協力をしたいか」という2つの設問を設定していましたが、今回のアンケートでは、「協力できることがない」という拒否的な回答が多くなることを想定し、提案の設問に変更しています。 ・そのため、再犯防止の取組については、問15の「制度理解」と問16の「協力意向」を調査することで、市民の現状を把握することとしており、現在のところ、設問の追加は考えていませんが、今回の結果から認知度の把握が必要と判断するなど、次回の調査において、改めて、その必要性について、検討します。
18	大岡委員	15 ～ 16 ー1	・犯罪被害者となった方が回答する可能性があり、加害者側の支援に関する設問だけしかないことで、二次被害を与えるものになるのではないか。	意見を反映した	・再犯防止の説明文を挿入する際に、併せて、「尼崎市における犯罪被害者等への支援」について、説明文を記載することで、取組の周知と犯罪被害者の心的負担の軽減に努めます。 ・問16ー1「協力できることがない」と回答した人の理由の設問においては、「犯罪による被害を受けたことがある」の選択肢を追加し、犯罪被害者の心的負担の軽減に努めます。
19	近藤委員	17	・「南海トラフ巨大地震」についてのみを尋ねているが、尼崎市の場合、高潮災害の方が被害が甚大となる見込みとなっているため、「浸水想定区域」について尋ねるのであれば、「洪水」「高潮」についてもそれぞれ知っているかと尋ねるほうがよい。	意見を反映した	・ご意見いただいたとおり、水害の種類ごとに「浸水想定区域」を把握できているかを調査する設問に変更します。
20	林委員		・「南海トラフ巨大地震」に限らず、例えば、「配布しているハザードマップを見たことがあるか。」や「ハザードマップで地域の浸水想定区域を確認したことがあるか。」などの設問にした方がよいのではないか。		
21	近藤委員	19	・選択肢として、「指定避難所」や「福祉避難所」が挙げられているが、想定している場所が浸水域だった場合にどうするかなども想定が必要だと思われる。「市内」「市外」の場合も同様のことが言える。 ・「どこへ」避難するか候補を尋ねているが、「避難」は場所だけではなく行動も伴うので、そこまで尋ねる設問がよいのではないか。もしくは、「避難したい行き先」を尋ねることで、指定避難所への集中を避ける必要があるかなどが見えてくる。	意見を反映した	・市民アンケートにおいて、想定している場所が浸水域だった場合にどうするかなどを条件設定をし、設問した場合、回答が難しくなる可能性があります。 ・そのため、ご意見を踏まえ、選択肢を細かく設定するのではなく、市民が回答しやすいよう、設問を「避難しますか。」から「避難したいですか。」に変更します。
22	近藤委員		・選択肢に「福祉的支援が受けられる日常的に通っている場所」のような選択肢があったほうがよいのではないか。	意見を参考とする	・日頃サービスを受けている事業所や通っている病院などは、避難先となる場所ではなく、市民に避難できる場所であると誤解を招く可能性があるため、選択肢を追加せず、回答者がその場所に避難したい場合の回答は、「その他」の選択肢より自由記述を想定しています。

No	委員名	設問番号	ご意見	対応	
23	近藤委員	18～19	・「福祉避難所」という選択肢があるが、「福祉避難所が足りていると思うか」という設問を設けてはどうか。福祉避難所があれば、行けるのだという誤解を生む可能性がある。	意見を参考とする	・ご意見いただきましたとおり、誤解を和らげるため、問18「福祉避難所の認知度」の設問では、「ご存じでしたか。」から「ご存じですか。」に変更し、問19を入れ替えます。 ・問18「福祉避難所の認知度」において、用語解説において、本市の福祉避難所数等を追加し、その上で、「どこに避難したいか」を設問します。
24	近藤委員	20	・防災の取組の進捗について尋ねるのであれば、内閣府調査に合わせて「家具を固定しているか」などのシンプルな設問にする方が国の平均と比較できる。	意見を反映した	・ご意見いただいたとおり、内閣府調査と合わせた設問を設定します。
25	近藤委員		・「防災に関心があるか」というような防災に対する関心度を契機として、一つチャプターを追加してはどうか。	意見を参考とする	・設問数を大幅に増やすことは困難なことから、チャプターとして増やすことは考えていませんが、新たに設定した問20の「災害時に備えた対策」の中で、防災に対する意識を把握していきます。
26	近藤委員	21	・「あなたが安否確認等の声かけをしてもらいたいと思う人は誰ですか。」はわかりづらいため、「あなたは誰から安否確認をしてもらいたいか」という文章にすべきではないか。	意見を反映した	・ご意見いただいたとおり、変更します。
27	近藤委員		・「災害時に孤立した場合に、あなたを助けてくれる人はいますか」という設問を追加してはどうか。	意見を反映した	・ご意見いただいたとおり、変更します。
28	近藤委員	23	・避難行動要支援者名簿や個別避難計画の認知度だけを尋ねる設問となっているが、知っているかどうかの確認するだけでは不十分であるため、その取組が十分かどうかを尋ねるべきである。 ・仮に尋ねるとしても、問18と選択肢の段階を揃えるべきである。	意見を参考とする	・前回の調査では、回答者の9割弱の方が「知らない」を選択しており、その取組の達成度の設問は時期尚早と考えています。 ・ご意見いただいたとおり、選択肢については、問18と同様となるよう変更します。
29	近藤委員	24	・設問中の②において、「地域で取り組むことが必要と思われること」を尋ねているが、この尋ね方であれば、その地域で取組の有無や進んでいるかなどがわからないので、「十分だと思うか」どうかの設問にしてはどうか。	意見を反映した	・ご意見いただいたとおり、地域における取組の有無が分かるよう、設問を「① あなたが日頃から取り組んでいること、② 地域で日頃から取り組んでいること、③ 地域で今後必要だと思う取組」に変更します。
30	近藤委員	25	・尼崎市の福祉施策は充実していると思うか、というような主観的な感覚を尋ねる設問を設けてはどうか。各質問には肯定的な意見の方でも点数が低い場合や、否定的な意見の方が意外と高得点な場合もあり、尼崎市に求められる福祉施策はどういったことかが見えてくる可能性もある。	意見を反映した	・ご意見いただいたとおり、新たに設問を追加します。
31	近藤委員	—	・商工会議所や青年会議所に福祉に関わる意向があるかどうかの質問をしてはどうか。	意見を参考とする	・市内事業所の地域福祉に関する意向については、予算や時間の都合上、市民等のアンケート調査と同じ時期に実施することはできませんが、商工会議所などへの聞き取り調査や市内事業所の取組事例の確認、市内事業者への意向調査の実施など、計画策定の過程において、必要に応じて、検討を行っていきます。
32	八代委員	—	・地域を支える担い手として企業にもアンケートを行い、地域福祉計画についての意見を聞くことはできないか。地域貢献したいが何をすればよいかわからない企業もあるのではないか。		

No	委員名	設問番号	ご意見	対応	
1	林委員	8	・選択肢で「地域福祉活動専門員（社協むすぶグループ）」とあるが、実態として民生児童委員へは「尼崎市社会福祉協議会」や「社協各支部」のほうが伝わりやすいのではないか。	意見を参考とする	・ご意見をいただいた「地域福祉活動専門員」について、選択肢の修正はしていませんが、用語解説へわかりやすく説明を記載することで、「むすぶグループ」へ配置される専門職員であるという周知に努めます。
2	林委員	21	市民の方向けのアンケートと同様、現在の認知度をはかる設問は必要ないですか。再犯率を知っているかなど。	意見を参考とする	・ご意見いただいたとおり、市民アンケートと同様の説明文を追加します。
3	林委員	26	・地域福祉計画のアンケートであれば、市民の方向けのアンケートと同様、実際の被害想定だけではなく、「防災訓練や避難訓練が地域で実施されているか。」や「防災訓練や避難訓練に参加しているか。」の設問を追加した方がよいのではないか。	意見を反映した	・ご意見いただいたとおり、市民アンケートと同様の設問を設定します。

No	委員名	設問番号	ご意見	対応	
1	林委員	14	・福祉サービス利用援助事業について、課題を尋ねるのではなく、「どのようなことがあれば必要な方が利用しやすくなるか」という尋ね方をしてはどうか。選択肢についても、「周知の機会を増やす」にするなど、否定的な言葉が並ぶことで使いにくいという印象が残るだけではないか。	意見を参考とする	・「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」については、事業所が利用者や支援者等へ支援するにあたって、実際に感じている課題などを把握するための選択肢となっています。また、「成年後見制度」では、第4期計画の目標値として、「申立てから決定までに時間がかかると考えている福祉事業者の割合」を設定しているため、今回の調査において変更は行っておりません。 ・現在のところ、選択肢の変更は考えていませんが、ご意見のとおり、使いにくい印象を与える可能性もあることから、次回の調査において、改めて、選択肢の変更について、検討します。

尼崎市の未来のために、みなさまのご意見をお聞かせください！

地域福祉に関するアンケート調査

* 調査ご協力をお願い *

市民の皆様には、日頃より尼崎市政に関するご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、「互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に“ともにいきる”まち あまがさき」を基本理念としてあまがさきし地域福祉計画を策定し、現在、令和8年度までを計画期間とした第4期の計画の推進に取り組んでおります。

今回の調査は、令和9年度からの第5期のあまがさきし地域福祉計画の策定に向けて、地域福祉の推進の基礎資料とするために、市民の皆様の幅広いご意見をおうかがいするものです。

また、本調査結果は、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会が、本市と連携して取り組む「地域福祉推進計画」の策定にも活用させていただきます。

なお、この調査票は、満18歳以上の市民の皆様の中から、2,000人を無作為に選び送付させていただいております。（令和7年12月1日時点で本市の住民基本台帳に登録されている方から選ばせていただいておりますことをご了承ください。）

この調査は無記名で、ご回答については、すべて統計的に処理し、本調査の目的以外に使用することはありません。

ご多忙のところ大変恐縮に存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、1月31日（土）までにアンケートにご協力くださいますようお願いいたします。

令和8年1月 尼崎市

* 問い合わせ先 *

記入にあたって、わからないことがありましたら、下記までお問い合わせください。

電話：0120-186-189

（調査委託先：株式会社サーベイリサーチセンター）

受付時間：月～金曜日（祝日は除く）午前9時～12時、午後1時～5時

《調査実施主体》

尼崎市 福祉局 福祉部 福祉課 電話：06-6489-6348／ファクス：06-6489-6329

なお、アンケートの回答方法は2種類あります。どちらかを選んでお答えください。

①インターネット（パソコン・スマートフォン）で回答する。

※ 調査票1ページ目に記載のURLもしくは二次元コードを読みとってアクセスしてください。
アンケートに回答する際には、WEB回答用のIDが必要です

※ パスワードは、重複なくオンライン回答を受け付けるためのもので、回答者の氏名や住所などが特定されることはありません。

②調査票に記入し、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて投函する。



調査票内に記載の用語については、
下記をご参照ください。

あ	SNS(エスエヌエス)	Social Networking Service の略。登録した人同士が交流できるインターネット上の会員制サービス。
か	ケアマネジャー (介護支援専門員)	要介護等の認定者にかかる心身の状態に応じて計画を立て、適切な介護サービスを利用できるよう連絡調整を行う専門職。
	子どもの育ち支援センター「いくしあ」	子どもや子育てに関して課題や困難を抱える子どもたちと子育て家庭に寄り添い、様々な関係機関が連携しながら、切れ目なく継続的に支援を行う市の相談支援機関。
さ	CSW (シーエスダブルユー)	コミュニティソーシャルワーカー。地域の課題を把握し、その解決に向けた取り組みを行う専門職のこと。
	社会福祉協議会	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会(社協)はボランティア活動の支援や在宅福祉サービスなど、地域福祉の推進に関する各種事業を行う民間の団体で、各地区(市内6か所)に社協むすぶグループを設置し、地域の実情に沿った事業を展開している。
	障害者委託相談支援事業所	障害のある人やその保護者、介護者のさまざまな相談に応じ、障害福祉サービス等の情報提供や権利擁護のための支援を行う相談支援機関。
た	地域振興センター	市内6地区における協働のまちづくり及びコミュニティ推進の拠点として、地域課題の情報収集や各種コーディネートを行い、地域に必要な講座・事業を企画・実施するとともに、地域住民への情報提供や相談業務、様々な団体や市民活動グループへの活動支援等を行う組織。
	地域総合センター	地域住民をはじめとする市民相互の交流の促進及び人権啓発意識の普及高揚を図り、もって市民福祉の向上に寄与するためのコミュニティの拠点となる施設。
	地域福祉活動専門員 (社協むすぶグループ)	多様化、複雑化した住民ニーズや対応する制度が存在しないといった課題に対応する住民主体の地域の支え合い活動等を推進していくため、尼崎市社会福祉協議会が各地区の社協むすぶグループに2人ずつ(市内に計12人)配置した専門職員。
	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するために、高齢者の状態に応じたさまざまなサービスを提供して、地域の高齢者の心身の健康の維持、生活の安定のために必要な援助・支援を行う中核的な支援機関。
な	南部・北部保健福祉センター	市内南北2か所に設置している、福祉や保健に関する各種相談や手続きを一体的に行う相談支援機関。主に、生活保護に関すること、障害者・障害児の相談に関すること、家庭児童相談、生活支援(婦人相談・養護老人ホーム等)、各種申請受付に関すること、しごとや暮らしに関すること、成年後見制度に関すること、保健に関すること、乳幼児健診等の業務を行っている。
ま	民生児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」や、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などの役割を果たす無報酬のボランティアとして活動している。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねている。
や	要配慮者 (災害時要援護者)	高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要する人(災害対策基本法第8条)。

アンケートへのご協力、よろしくお願いいたします。



尼崎市地域福祉に関するアンケート調査

※調査回答をパソコン、タブレット又はスマートフォンで行う方は
右の二次元コードを読み込むか、
下記の URL からアクセスしてご回答ください。

URL).....

二次元
コード

※ホームページからの調査回答には、WEB回答用のID 【 】の入力が必要です。

1 あなたご自身のことについて

それぞれの項目ごとに、あてはまる番号を選んでください。

(1)性別 (○は1つ)	1 男性 3 その他	2 女性 4 回答しない
(2)年齢 (○は1つ)	1 18～29 歳 3 40～49 歳 5 60～69 歳 7 80～89歳	2 30～39 歳 4 50～59 歳 6 70～79 歳 8 90 歳以上
(3)家族構成 (○は1つ)	1 ひとり暮らし 3 親子(親族の同居含む) 5 ひとり親と子ども	2 夫婦のみ(事実婚含む) 4 三世代(親族の同居を含む) 6 その他()
(4)ご自身または ご家族で 当てはまる人 (○はいくつでも)	1 乳幼児(小学校入学前の子ども) 3 中学生 5 65 歳以上の方 7 介護を必要とする方	2 小学生 4 高校生 6 障害のある方 8 いずれもない
(5)居住地区 (○は1つ)	1 中央地区 3 大庄地区 5 武庫地区 7 わからない ⇒具体的な町名を記入してください()	2 小田地区 4 立花地区 6 園田地区
(6)現在の住居での 居住年数 (○は1つ)	1 1年未満 3 5年以上 10 年未満 5 30 年以上	2 1年以上5年未満 4 10 年以上 30 年未満
(7)職業 (主なもの1つに○)	1 勤め人(常勤・フルタイム) 3 自営業(家族従業者を含む) 5 家事専業 7 その他()	2 勤め人(非常勤/パート・アルバイトなど) 4 学生 6 無職(年金生活者を含む)

2 ご近所とのつきあいや地域活動などについて

(問1) あなたは身近な地域の人とどのような交流がありますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1 困ったことがあった時に、相談できる人がいる | 2 趣味活動などを一緒にする人がいる |
| 3 世間話、立ち話をする程度の人がある | 4 会えばあいさつをする程度の人がある |
| 5 ほとんど近所とのつきあいはない | 6 隣近所の顔も知らない |
| 7 その他 (具体的に: _____) | |

問1で「5」または「6」と回答した方に

(問1-1) 身近な地域の人と交流がない理由は何ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1 必要性を感じないから | 2 他者との交流が苦手だから |
| 3 時間に余裕がないから | 4 転入して間もないから |
| 5 将来引っ越す予定だから | |
| 6 その他 (具体的に: _____) | |

再び、すべての方に

(問2) ご近所とのつきあいや地域活動などについて直近5年間での変化はありましたか。

(①・②のそれぞれについて、1～3のいずれかに○を1つずつ)

	減少した	変わらない	増加した
① 隣近所の住民とのコミュニケーション	1	2	3
② 福祉協会(自治会・町会)等の地域の団体への関わり	1	2	3

(問3) 地域活動や学びの場に関して、①参加したことがあるもの、②今後参加したいと思うものについて、1～10の選択肢の中からあてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

	①参加したことがある	②今後、参加したい
1 地域のおまつりやイベント		
2 スポーツや健康づくりの活動		
3 文化活動や趣味のサークルなどの活動		
4 地域の防災や防犯のための活動		
5 自分の住む地域の清掃活動		
6 福祉協会(自治会・町会)、女性会、老人会、子ども会などの運営		
7 地域振興センターが開催している講座やイベント		
8 福祉に関する研修やイベント(ミーツ・ザ・福祉など)		
9 その他 (具体的に: _____)		
10 特になし		

3 ボランティア活動など地域の支え合いにつながる活動について

(問4) これまでに、日常のちょっとした声掛けや手助けなどをしたことがありますか。(○は1つ)

1 ある

2 ない

(問5) ボランティア活動など地域の支え合いにつながる活動に参加していますか。(○は1つ)

※職場、学校等で取り組んでいる地域でのボランティア活動、福祉協会(自治会・町会)の役員を含む

1 現在、参加している

2 以前参加したことがある

3 参加したことはない

問5-4へ

問5で「1」または「2」と回答した方に

(問5-1) あなたが、現在参加している(以前に参加したことがある)活動について、あてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

1 高齢者、障害のある人の見守り活動

2 高齢者、障害のある人への日常生活上の支援(ゴミ出し、買い物、身体的介助など)

3 障害のある人のコミュニケーション(手話・要約筆記・音訳・点字など)の支援活動

4 地域のおまつりやイベントでの準備・運営などの活動

5 ふれあい喫茶などの高齢者の集いの場や、いきいき百歳体操などの健康づくり・介護予防に関する活動

6 PTAなど小・中学校の活動や登下校の見守り活動

7 主に子どもに食事や学習等を提供する居場所づくりの活動

8 一時預かりやひとり親の交流支援などの子育てに関する支援活動

9 外国籍住民との交流イベントの参加・運営や通訳等のコミュニケーション支援などの活動

10 防災訓練への参加や災害時の要配慮者(別紙「用語解説」を参照)の避難支援等の防災に関する活動

11 文化・芸術を活かした地域の活動交流

12 リサイクルや美化活動などの環境保全活動

13 収集活動(エコキャップ、使用済み切手、書き損じはがきなど)

14 その他

具体的に:

追加

問5で「1」または「2」と回答した方に

(問5-2) あなたがボランティア活動に取り組むにあたって、何を使って情報を得ましたか。
(○はいくつでも)

- 1 尼崎市や兵庫県などの公的機関の広報(ホームページ、広報誌)
- 2 ボランティアセンター(尼崎市社会福祉協議会)の広報(ホームページ、広報誌)
- 3 NPO・市民活動団体のウェブサイト
- 4 Instagram、X や YouTube などの SNS
- 5 家族や友人・知人からの紹介
- 6 イベント、講座や説明会などでの案内
- 7 その他

具体的に:

旧:問 5-2

問5で「1」または「2」と回答した方に

(問5-3) あなたが活動をする中で、困っていることはありますか。(○はいくつでも)

- 1 活動メンバーが不足している
- 2 活動メンバーが固定化し、新しい人がはいつてこない
- 3 活動のための資金が不足している
- 4 活動のための場所がない
- 5 その他
- 6 困りごとは特にな

具体的に:

旧:問 5-3

問5で「3」と回答した方に

(問5-4) 活動に参加していない理由は、次のどれですか。(○はいくつでも)

- 1 福祉協会(自治会・町会)がないため
- 2 仕事や家事などで時間に余裕がないため
- 3 活動の情報を知らないため
- 4 参加するきっかけがないため
- 5 一人では参加しづらいため
- 6 興味・関心がないため
- 7 地域とかかわりあいを持ちたくないため
- 8 その他

具体的に:

再び、すべての方に

(問6) 日常のちょっとした声掛けや手助けなど含めた地域の支え合いにつながる活動をした中で、良かったことはありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--|----------------|
| 1 友人を得ることができた | 2 生活に充実感ができた |
| 3 知識や技能が身についた | 4 活動そのものが楽しかった |
| 5 自分に自信がついた | 6 福祉への関心が高まった |
| 7 人に感謝され喜びを感じた | |
| 8 その他 { 具体的に: | |
| 9 特にない | 10 活動等をしたことがない |

(問7) ボランティア活動など地域の支え合いにつながる活動に関して、

- ① あなたが、今後、新たに参加してみたい活動
 ② 身近な人あるいは地域の人困っていて必要と感じていると思う活動

について、1～13の選択肢の中からあてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

	①今後、 参加したい	②地域に 必要な活動
1 高齢者、障害のある人の見守り活動		
2 高齢者、障害のある人への日常生活上の支援(ゴミ出し、 買い物、身体的介助など)		
3 障害のある人のコミュニケーション(手話・要約筆記・音訳・ 点字など)の支援活動		
4 地域のおまつりやイベントでの準備・運営などの活動		
5 ふれあい喫茶などの高齢者の集いの場や、いきいき百歳 体操などの健康づくり・介護予防に関する活動		
6 PTAなど小・中学校の活動や登下校の見守り活動		
7 主に子どもに食事や学習等を提供する居場所づくりの活動		
8 一時預かりやひとり親の交流支援などの子育てに関する 支援活動		
9 外国籍住民との交流イベントの参加・運営や通訳等の コミュニケーション支援などの活動		
10 防災訓練への参加や災害時の要配慮者の避難支援等の 防災に関する活動		
11 文化・芸術を活かした地域の活動交流		
12 リサイクルや美化活動などの環境保全活動		
13 収集活動(エコキャップ、使用済み切手、書き損じはがきなど)		
14 その他 { 具体的に:		
15 特にない		

4 さまざまな困りごとについて

(問8) あなたが日常生活において感じている不安には、どのようなものがありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 仕事や収入(生活費含む)など 経済的な こと | 2 自分や家族の心身の健康のこと |
| 3 自分や家族の介護が必要になったときのこと | 4 住まいのこと |
| 5 子育てに関すること | 6 災害にあった時のこと |
| 7 家族や友人、近隣などの 人間関係のこと | 8 相談相手 や頼れる人 がいないこと |
| 9 単身で生活すること | 10 ハラスメントやDVに関する こと |
| 11 認知症 や障害 など によって 意思決定が難しくなったときのこと | |
| 12 死後の手続きに関する こと(財産管理や葬儀、納骨、法要、孤独死による財産処分など) | |
| 13 その他 | } |
| 具体的に: | |
| 14 特になし | |

(問9) あなたが、困りごとがあった時に相談できる人(窓口)はだれ(どこ)ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| 1 家族・親族 | 2 友人や知人、近所の人 |
| 3 福祉協会(自治会・町会)等の役員 | 4 民生児童委員(※) |
| 5 南部・北部保健福祉センター(※) | 6 子どもの育ち支援センター「いくしあ」(※) |
| 7 6地区の地域振興センター(※) | 8 各地域総合センター(※) |
| 9 5～8以外の市役所、保健所の各窓口 | 10 社会福祉協議会・地域福祉活動専門員(CSW)(※) |
| 11 地域包括支援センター(※) | 12 ケアマネジャー(※) |
| 13 障害者 委託 相談支援事業所(※) | 14 福祉施設や福祉サービス事業所 |
| 15 医療機関の医師、相談員など | 16 インターネットやSNS(※) |
| 17 その他 | } |
| 具体的に: | |

18 相談できる人(窓口)はいない(を知らない)

19 相談しようとは思わない

→ 問9-1へ

※別紙「用語解説」を参照

問9で「18」または「19」と回答した方に

(問9-1) その理由を教えてください。(○はいくつでも)

- 1 相談の仕方がわからないため
- 2 困りごとを他人に知られたくないため
- 3 他人に迷惑をかけたくないため
- 4 他人に干渉してほしくないため
- 5 相談しても無駄だと感じているため
- 6 その他

具体的に:

再び、すべての方に

(問10) あなたの隣近所に暮らしの困りごと(※)を抱えている人がいた場合に、市や支援機関の窓口にご相談や報告を行いますか。(○は1つ)

- 1 相談・報告をする
- 2 相談・報告はしない

※「暮らしの困りごと」の例

- 足腰が悪くてゴミ出しや日常生活が難しい人がいる
- 学校に行けていない子どもがいる
- 郵便物がたまって顔を見かけない人がいる
- 犬猫などの動物(ペット)が適切な飼育ができないほど増えている家がある

など

問10で「2」と回答した方に

(問10-1) その理由を教えてください。(○はいくつでも)

- 1 本人が自分で相談することだから
- 2 地域の民生児童委員などが把握して対応することだから
- 3 行政の担当者が把握して対応することだから
- 4 自分が相談・報告することではないから
- 5 本人のプライバシーに関わることだから
- 6 どこに相談したらよいかわからないから
- 7 近隣とのトラブルに巻き込まれたくないから
- 8 その他

具体的に:

再び、すべての方に

(問 11) 暮らしの困りごとに関する制度を調べる時の情報の入手先はどこですか。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1 市報 | 2 市の各窓口(コールセンター含む) |
| 3 インターネットや SNS | 4 地域の掲示板や回覧板 |
| 5 公共施設の窓口にあるチラシ | 6 社会福祉施設、医療機関 |
| 7 民生児童委員 | 8 友人、知人などからの口コミ |
| 9 その他 | 具体的に: |
| 10 調べたことはない | |

5 権利擁護に関する制度について

(問12) あなたは、成年後見制度(※)をご存じですか。(○は1つ)※

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1 名称も内容も知っている | 2 名称は知っているが、内容はよく知らない |
| 3 名称も内容も全く知らない | |

※ 成年後見制度…認知症や障害などの理由で判断能力が低下した方に対して、家庭裁判所が選んだ後見人が本人の意向を尊重しながら、財産管理や介護などの福祉サービスの契約を結ぶなどの支援を行う制度。

(問13) 成年後見制度について相談できるところをご存じですか。(○はいくつでも)

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 1 尼崎市成年後見等支援センター(※) | 2 市の各窓口(コールセンター含む) |
| 3 地域包括支援センター | 4 障害者委託相談支援事業所 |
| 5 家庭裁判所 | 6 専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士等) |
| 7 その他 | 具体的に: |
| 8 知らない | |

※尼崎市成年後見等支援センター…

南部・北部保健福祉センター内に設置された、成年後見制度の利用が必要な方やその家族、支援者からの相談に応じ、申立の支援等を行っている窓口。関係機関と密接に連携し成年後見制度の普及啓発や、市民後見人の育成など権利擁護の推進に取り組んでいる。

(問14) あなた自身やあなたの家族や親族が、判断が十分にできなくなり生活に支障が生じた場合に、成年後見制度を利用したいと思いますか。(①・②について、1～3のいずれかに○を1つずつ)

	利用したい	利用したくない	わからない
① あなた自身の場合	1	2	3
② あなたの家族や親族の場合	1	2	3

問14の①・②のいずれかに「2」または「3」と回答した方に

(問14-1) 成年後見制度を利用したいと思わない理由は何ですか。

①あなた自身の場合、②あなたの家族や親族の場合について、1～10の選択肢の中からあてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

	①あなた自身 の場合	②家族や親族 の場合
1 制度のことをよく知らないから		
2 制度について関心がないから		
3 制度を利用しなくても家族(親族)で対応できるから		
4 後見人になってほしい人が見当たらないから		
5 制度利用にかかる手続きや必要な費用などが心配であるから		
6 その他 { 具体的に:		

【変更前】

- 1 後見人でなくても家族がいるから
- 2 費用がどのくらいかかるか心配だから
- 3 手続きが大変そうだから
- 4 後見人になってほしい人が見当たらないから
- 5 他人に財産などを任せることに不安があるから
- 6 家族・親族との信頼関係が崩れるおそれがあるから
- 7 どのときに利用して良いかわからないから
- 8 制度のことをよく知らないから
- 9 なんとなく

6 非行や犯罪をした人の立ち直りについて

(問15) 非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要だと思うことはありますか。(○はいくつでも)

- 1 出所後の住宅の確保の支援
- 2 円滑な求職活動に向けた相談支援や就労先の確保
- 3 学校等と連携した修学支援
- 4 生活保護の申請などの経済的な支援
- 5 保健医療・福祉サービスの利用促進のための支援
- 6 地域住民の理解に向けた広報・啓発
- 7 刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等の連携強化
- 8 その他 { 具体的に:
- 9 支援は必要ない

【変更前】

- 1 住まいの確保の支援
- 2 就労支援
- 3 就学支援
- 4 経済的な支援
- 5 保健医療・福祉サービス
- 6 地域住民の理解
- 7 人とのつながり

～非行や犯罪をした人の立ち直りのために(再犯防止推進計画の推進)～

犯罪による被害を受けることを防止するために、非行や犯罪をした人の円滑な社会復帰を促進することによって、社会において孤立することなく、市民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援しています。

なお、尼崎市では、平成27年に「尼崎市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた取組の推進を図り、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に取り組んでいます。

(問 16) 非行や犯罪をした人の立ち直りに協力できると思うことはありますか。(○はいくつでも)

- 1 犯罪予防や更生保護(※1)に関することを知る(テレビや動画を見るなど)
- 2 犯罪予防や更生保護に関する広報・啓発活動に参加する(セミナーに参加するなど)
- 3 更生保護施設(出所後、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設)にお金や品物などを寄付する
- 4 更生保護に関するボランティア活動に参加する
- 5 保護司(※2)になるなど、非行や犯罪をした人に直接会って助言や援助をする
- 6 その他(具体的に:)
- 7 協力できることはない

※1 更生保護・・・犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

※2 保護司・・・保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行うなど、立ち直りを地域で支える無報酬のボランティアとして活動している。

問 16 で「7」と回答した方に

(問 16-1) 「協力できることはない」とお答えの理由を教えてください。(○はいくつでも)

- 1 自分や家族の身に何か起きないか不安だから
- 2 非行や犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから
- 3 非行や犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから
- 4 自分自身にメリットがないから
- 5 犯罪による被害を受けたことがあるから
- 6 具体的なイメージがわからないから
- 7 時間的余裕がないから
- 8 興味がないから
- 9 非行や犯罪をした人への支援などは国や地方公共団体が行うべきだから
- 10 非行や犯罪をした人に支援などするべきではないから
- 11 その他(具体的に:)

7 災害時の支援について

(問17) 令和7年9月に、市より新しいハザードマップ(※1)を配布していますが、南海トラフ巨大地震(※2)や台風等によって、以下の水害が発生した際に、あなたのお住まいは「**浸水想定区域**」に含まれていますか。(①～④について、1～3のいずれかに○を1つずつ)

	はい	いいえ	わからない
① 洪水	1	2	3
② 内水	1	2	3
③ 高潮	1	2	3
④ 津波	1	2	3

※1 ハザードマップ…本市では水害等によるリスク軽減や市民の皆さまに円滑な避難行動をとっていただくために、洪水・内水・高潮・津波といった災害種別ごとのマップを作成しています。

※2 南海トラフ巨大地震…太平洋沖を震源とする大規模な地震津波災害で、国の試算によれば、30年以内に60～90%の確率で起きると予測されています。

(問18) あなたは、南海トラフ巨大地震が起きた際に、お住まいの地域でどれくらいの被害が想定されているかをご存じですか。(○は1つ)

削除

- 1 よく知っている 2 まあまあ知っている
3 あまりよく知らない 4 知らない

旧:問20

(問18) あなたは、福祉避難所(※)とはどのような場所のことを指すか **ご存じですか**。(○は1つ)

- 1 知っていた 2 聞いたことはある 3 知らなかった

※福祉避難所

高齢者や障害のある人など、要支援者に配慮した避難所のことであり、バリアフリーや冷暖房が完備されているなど要支援者の利用に適した環境を確保できる施設。福祉避難所は災害時に必要に応じて開設する2次の避難所であり、**発災後すぐに避難所として利用することはできません。**

(尼崎市が指定している福祉避難所は、47か所で、受入可能人数は約1,800人)

(問19) 風水害や地震などの災害が起こったとき、あなたはどこに避難 **したいですか**。(○はいくつでも)

- 1 指定避難所 2 福祉避難所
3 市内の家族・親戚や知人の家 4 市外の家族・親戚や知人の家
5 在宅避難 6 車中泊避難
7 宿泊施設 8 その他(具体的に:
9 わからない

(問20) あなたは、大地震や風水害に備えて、どのような対策をとっていますか。(○はいくつでも)

- 1 食料・飲料水や日用品などを備蓄している 2 停電時に作動する懐中電灯などを準備している
- 3 避難場所・避難経路を決めている 4 家族の安否確認の方法などを決めている
- 5 家具や家電を固定している 6 家の屋根や周囲のものを固定している
- 7 貴重品などをすぐ持ち出せるように準備している 8 防災訓練や避難訓練に参加している
- 9 防災アプリや緊急速報メールなどを登録している
- 10 その他 { 具体的に: }
- 11 特に対策はとっていない

(問 21) 災害が起こったときに、①あなたは誰から安否確認をしてもらいたいですか、また、
②実際にあなたを助けてくれる人はいますか。(○はいくつでも)

	①安否確認を してもらいたい人	②実際に 助けてくれる人
1 家族や親族		
2 近所や地域の知り合いの人		
3 福祉協会(自治会・町会)		
4 民生児童委員		
5 消防・警察などの行政機関		
6 利用している福祉サービスの事業者		
7 その他 { 具体的に: }		
8 特にいない		

(問22) 災害が起こったときに、あなたは、安否確認等の声かけや避難所での手伝いなどの活動をしようと思いますか。(○は1つ)

1 はい

2 いいえ

3 わからない

(問 23) 災害時の対策として国、県や市が進めている次のようなことをご存じですか。

(①・②のそれぞれについて、1～3のいずれかに○を1つ)

	知っている	聞いたことがある	知らない
① 高齢者や障害者などの災害時の要配慮者の名簿を作成して、地域の支援関係者へ提供を行っていること	1	2	3
② 要配慮者一人ひとりの身体や生活の状況に合わせて、避難方法を事前に決めておく個別支援計画の作成を支援していること	1	2	3

(問24) 地域にお住まいの高齢者等の要配慮者の避難支援に関して、

① あなたが日頃から取り組んでいること、② 地域で日頃から取り組んでいること、③ 地域で今後必要だと思う取組について、1～7の選択肢の中からあてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

	①あなたの取組	②地域での取組	③今後必要な取組
1 地域の要配慮者の把握			
2 ハザードマップ等を活用した避難場所や経路の確認			
3 避難場所や備蓄品、避難情報の入手方法等の防災情報の共有			
4 要配慮者の支援を想定した避難訓練の参加			
5 要配慮者への日頃からの防災の声かけ			
6 その他 { 具体的に: }			
7 特にない			

8 さいごに

(問 25) あなたが、尼崎市の福祉施策に関する取組に 10 段階で得点をつけるとすれば、何点ですか。

追加 (1～10のうち、いずれかに○を1つ)

(とても不満)

(どちらともいえない)

(とても満足)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

(問26) アンケートに回答した上で尼崎市のこれからの福祉施策に関する取組について、ご意見やご提案が

旧:問25 ありましたら、ご自由にご記入ください。

調査は以上となります。ご協力いただき、ありがとうございました。

尼崎市の未来のために、みなさまのご意見をお聞かせください！

地域福祉に関するアンケート調査

* 調査ご協力のお願い *

民生児童委員の皆様には、日頃より尼崎市政に関するご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、「互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に“ともにいきる”まち あまがさき」を基本理念としてあまがさきし地域福祉計画を策定し、現在、令和8年度までを計画期間とした第4期の計画の推進に取り組んでおります。

今回の調査は、令和9年度からの第5期のあまがさきし地域福祉計画の策定に向けて、地域福祉の推進の基礎資料とするために、民生児童委員の皆様の幅広いご意見をおうかがいするものです。

また、本調査結果は、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会が、本市と連携して取り組む「地域福祉推進計画」の策定にも活用させていただきます。

なお、この調査票は、令和7年12月1日現在、民生児童委員の委嘱を受けている方全員に送付させていただいております。

この調査は無記名で、ご回答については、すべて統計的に処理し、本調査の目的以外に使用することはありません。

ご多忙のところ大変恐縮に存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、1月31日(土)までにアンケートにご協力くださいますようお願いいたします。

令和8年1月 尼崎市

* 問い合わせ先 *

記入にあたって、わからないことがありましたら、下記までお問い合わせください。

電話：0120-186-189

(調査委託先：株式会社サーベイリサーチセンター)

受付時間：月～金曜日（祝日は除く）午前9時～12時、午後1時～5時

《調査実施主体》

尼崎市 福祉局 福祉部 福祉課 電話：06-6489-6348／ファクス：06-6489-6329

なお、アンケートの回答方法は2種類あります。どちらかを選んでお答えください。

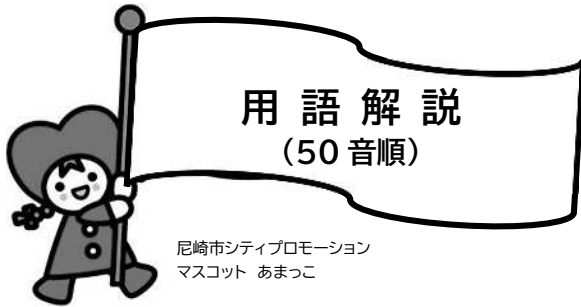
①インターネット（パソコン・スマートフォン）で回答する。

※ 調査票1ページ目に記載のURLもしくは二次元コードを読みとってアクセスしてください。

アンケートに回答する際には、WEB回答用のIDが必要です

※ パスワードは、重複なくオンライン回答を受け付けるためのもので、回答者の氏名や住所などが特定されることはありません。

②調査票に記入し、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて投函する。



調査票内に記載の用語については、
下記をご参照ください。

あ	NPO(エヌピーオー)	Non Profit Organization の略。非営利組織。法人格の有無については関係なく、営利を目的とせず、民間の自発的な組織として、継続的に保健・医療・福祉の増進やまちづくりの推進など多様な活動を行い、何らかの社会サービスを提供している団体。
か	ケアマネジャー (介護支援専門員)	要介護等の認定者にかかる心身の状態に応じて計画を立て、適切な介護サービスを利用できるよう連絡調整を行う専門職。
	子どもの育ち支援センター「いくしあ」	子どもや子育てに関して課題や困難を抱える子どもたちと子育て家庭に寄り添い、様々な関係機関が連携しながら、切れ目なく継続的に支援を行う市の相談支援機関。
さ	ささえあい地域活動センター「むすぶ」	尼崎市社会福祉協議会が市内6地区に設置した、地域住民の様々な相談対応や、地域活動の立ち上げ支援、地域活動の担い手の育成等を行い、住民同士がささえあう・助け合う地域づくりを進めるための組織。
	障害者委託相談支援事業所	障害のある人やその保護者、介護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う相談支援機関。
た	多頭飼育崩壊	犬や猫などのペットが過剰に繁殖し、適切に飼育できなくなるほど増えてしまい、飼い主の生活が破綻すること。
	地域振興センター	市内6地区における協働のまちづくり及びコミュニティ推進の拠点として、地域課題の情報収集や各種コーディネートを行い、地域に必要な講座・事業を企画・実施するとともに、地域住民への情報提供や相談業務、様々な団体や市民活動グループへの活動支援等を行う組織。
	地域総合センター	地域住民をはじめとする市民相互の交流の促進及び人権啓発意識の普及高揚を図り、もって市民福祉の向上に寄与するためのコミュニティの拠点となる施設。
	地域福祉活動専門員 (社協むすぶグループ)	多様化、複雑化した住民ニーズや対応する制度が存在しないといった課題に対応する住民主体の地域の支え合い活動等を推進していくため、尼崎市社会福祉協議会が各地区社協むすぶグループに2人ずつ(市内に計12人)配置した専門職員。
	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するために、高齢者の状態に応じたさまざまなサービスを提供して、地域の高齢者の心身の健康の維持、生活の安定のために必要な援助・支援を行う中核的な機関。
	DV(ディーブイ)	Domestic Violence の略。夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力。
は	8050 問題(はちまる ごーまる問題)	ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に 50 代前後のひきこもりの子どもを 80 代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活困窮や社会的孤立、病気や介護等の問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。

アンケートへのご協力、よろしくお願いいたします。



尼崎市地域福祉に関する民生児童委員アンケート調査

※調査回答をパソコン、タブレット又はスマートフォンで行う方は

右の二次元コードを読み込むか、

下記の URL からアクセスしてご回答ください。

URL》……

二次元
コード

※ホームページからの調査回答には、WEB回答用のID 【 】の入力が必要です。

1 あなたご自身のことについて

それぞれの項目ごとに、あてはまる番号を選んでください。

(1)性別 (○は1つ)	1 男性 3 その他	2 女性 4 回答しない
(2)年齢 (○は1つ)	1 18～29 歳 3 40～49 歳 5 60～69 歳	2 30～39 歳 4 50～59 歳 6 70 歳以上
(3)民生児童委員 としての活動年数 (○は1つ)	1 3年未満 3 6年以上9年未満 5 12 年以上 15 年未満	2 3年以上6年未満 4 9年以上 12 年未満 6 15 年以上
(4)担当区域が属する 地区 (○は1つ)	1 中央地区 3 大庄地区 5 武庫地区	2 小田地区 4 立花地区 6 園田地区
(5)活動頻度 (○は1つ)	1 ほぼ毎日 3 週1日程度 4 その他	2 週2～3日 具体的に:
(6)現在担っている 民生児童委員以外 の地域での役割 (○はいくつでも)	1 保護司 3 消防団 5 少年補導員 6 その他	2 福祉協会(自治会・町会)役員 4 尼崎市少年補導委員 具体的に: 7 いずれもない

2 ご近所とのつきあいや地域活動などについて

(問1) ご近所とのつきあいや地域活動などについて直近5年間での変化はありましたか。

(①・②のそれぞれについて、1～3のいずれかに○を1つずつ)

	減少した	変わらない	増加した
① 隣近所の住民とのコミュニケーション	1	2	3
② 福祉協会(自治会・町会)等の地域の団体への関わり	1	2	3

3 担当区域の状況について

(問2) 現在、担当区域で対応している要援護者はいますか。(○はいくつでも)

- 1 認知症(疑いも含む)の方の対応
- 2 高齢者、障害者虐待の対応(疑いも含む)
- 3 子どもの虐待の対応(疑いも含む)
- 4 DVの対応
- 5 子どもの貧困の対応
- 6 引きこもりの方の対応
- 7 日本語での意思疎通が難しい外国人の対応
- 8 8050問題(別紙「用語解説」を参照)への対応
- 9 薬物依存症・アルコール依存症の対応
- 10 ゴミ屋敷の対応
- 11 犬猫の多頭飼育崩壊(別紙「用語解説」を参照)の対応
- 12 高齢者・障害者等の消費者被害への対応
- 13 その他の課題

具体的に:

(問3) 担当区域の生活・福祉課題を解決するために関係機関や関係者が集まり定期的に話し合う場はありますか。(○は1つ)

1 ある

2 ない

3 把握していない

(問4) 担当区域において、支援が必要だとは思っているものの、支援を受けていない又は拒否している事例はありますか。(○は1つ)

1 ある

2 ない

3 把握していない

問4で「1」と回答した方に

(問4-1) わかる範囲で結構ですので、支援を受けていない又は拒否している理由を教えてください。

(問5) 担当区域で地域福祉活動(ふれあい喫茶や老人給食、子育てサロンなどの集いの場や高齢者等の見守り活動など)が行われていますか。(○は1つ)

1 行われている

2 行われていない

3 把握していない

問5で「2」と回答した方に

(問5-1) 地域福祉活動が行われていない理由は何だと思われますか。(○はいくつでも)

- 1 福祉協会(自治会・町会)がなく、中心となる活動者もいないため
- 2 福祉協会(自治会・町会)はあるが、中心となる活動者がいないため
- 3 NPO(別紙「用語解説」を参照)などの地域の活動団体がいないため
- 4 その他 (具体的に:

(問6) 民生児童委員活動を通して把握している担当区域の生活・福祉課題は何ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1 認知症(疑いも含む)の増加 | 2 高齢者・障害者虐待(疑いも含む)の増加 |
| 3 子どもの虐待(疑いも含む)の増加 | 4 DV被害の増加 |
| 5 子どもの貧困の増加 | 6 引きこもりの世帯の増加 |
| 7 8050問題を抱える世帯の増加 | 8 高齢者・障害者等の消費者被害の増加 |
| 9 薬物依存・アルコール依存症の増加 | 10 ゴミ屋敷の増加 |
| 11 犬猫の多頭飼育崩壊の世帯の増加 | 12 災害時の要援護者の増加 |
| 13 身寄りのない高齢者の増加 | 14 その他 (具体的に: |

(問7) あなたが支援をしている対象者又は世帯に、複数の課題(生活困窮、障害・介護サービスが必要な状況、引きこもり、虐待等)が重なり、支援困難な事例がありますか。(○は1つ)

1 よくある

2 ときどきある

3 あまりない

4 ほとんどない

4 他の関係機関との連携について

(問8) あなたの関係機関との連携に関して、

① 普段の活動の中で相談したり連携しているところ

② これからの活動の中で新たに相談や連携をしたいところ

について、1～16 の選択肢の中からあてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

※別紙「用語解説」を参照

	①普段の活動	②新たな連携先
1 南部・北部保健福祉センター		
2 子どもの育ち支援センター「いくしあ」(※)		
3 6地区の地域振興センター(※)		
4 各地域総合センター(※)		
5 上記以外の本庁、保健所の各窓口		
6 地域包括支援センター(※)		
7 ケアマネジャー(※)		
8 障害者委託相談支援事業所(※)		
9 福祉協会(自治会・町会)等の役員		
10 保護司		
11 ボランティア団体		
12 地域福祉活動専門員(社協むすぶグループ)(※)		
13 福祉サービスを行う民間事業者(NPO 法人も含む)		
14 医療機関の医師、相談員		
15 学校・保育所等の子どもに関する機関		
16 その他 [具体的に:]		

(問9) 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会では、住民同士がささえあう・助け合う地域づくりを進めるため、各6地区に、ささえあい地域活動センター「むすぶ」を設置し、地域住民の様々な相談対応や、地域活動の立ち上げ支援、地域活動の担い手の育成等を行っているのをご存じですか。(○は1つ)

1 名称も役割も知っている

2 名称は知っているが、役割はよく知らない

3 名称も役割も全く知らない

(問10) 個別課題を支援するための関係機関が開催する会議のうち、参加したことがあるものはどれですか。(○はいくつでも)

1 地域包括支援センター主催の地域ケア会議

2 南部・北部保健福祉センター主催の個別ケース会議

3 いくしあ主催の個別ケース会議

4 重層的支援推進担当主催の個別ケース会議

5 いずれも参加したことはない

(問 11) 関係機関や地域の支援者との連携が必要な時に、スムーズに連携できていますか。(○は1つ)

- 1 スムーズに連携できている
- 2 どちらかといえばスムーズに連携できている
- 3 どちらかといえばスムーズに連携できていない
- 4 スムーズに連携できていない

(問12) 地域住民や他の関係機関と相談、**連携**する際に、課題に感じることはありますか。
(○はいくつでも)

- 1 他の関係機関等の機能・役割が分からないため、どこに連絡して良いか分からない
- 2 他の関係機関等との関係づくりができていないため、連絡しづらい
- 3 繁忙などの理由により、連絡しても対応してもらえないことがある
- 4 個人情報の取扱いが難しいため、必要な情報を共有できない
- 5 その他 (具体的に:)
- 6 特に感じることはない

(問13) あなたが、地域の福祉事業者に期待することは何ですか。(○はいくつでも)

- 1 子どもから高齢者まで、様々な方が交流できる居場所づくりへの協力
- 2 地域活動のための施設や設備の地域住民への開放
- 3 地域活動への参加・協働
- 4 地域で困りごとの相談を受ける窓口の設置
- 5 地域への福祉等に関する情報発信
- 6 事業所の行事等の参加案内
- 7 その他 (具体的に:)
- 8 特に期待することはない

5 地域のボランティア活動を充実させるための方法について

(問14) さまざまな方が、ボランティア活動など地域の支え合いにつながる活動に積極的に参加するためには、こういった条件や仕組みが必要だと思われますか。(〇はいくつでも)

- 1 自分の時間の都合に合わせて活動できること
- 2 自分の体力に合わせて活動できること
- 3 自分の住む地域で活動できること
- 4 自分の住む地域以外で活動できること
- 5 知識や資格を取得できる仕組みがあること
- 6 自分の知識や経験、技能を活かせること
- 7 活動している団体の情報や活動内容がホームページなどでいつでも確認できること
- 8 友達や家族と一緒に活動できること
- 9 交通費など実費相当の費用の支援があること
- 10 その他

具体的に:

6 権利擁護に関する制度について

(問15) あなたは、日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)(※)についてご存じですか。
(〇は1つ)

- 1 名称も内容も知っている
- 2 名称は知っているが、内容はよく知らない
- 3 名称も内容も全く知らない

※ 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)…認知症や障害などにより福祉サービスの利用や生活費などを計画的に使うことに不安のある方が、地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が利用者本人との契約に基づいて、日常的な生活援助を行う事業。

(問16) 担当区域に日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)の利用が必要と思われる方はいますか。(○は1つ)

1 いる

2 いない

3 わからない

(問17) あなたは、成年後見制度(※)についてご存じですか。(○は1つ)

1 名称も内容も知っている

2 名称は知っているが、内容はよく知らない

3 名称も内容も全く知らない

※ 成年後見制度…認知症や障害などの理由で判断能力が低下した方に対して、家庭裁判所が選んだ後見人が本人の意向を尊重しながら、財産管理や介護などの福祉サービスの契約を結ぶなどの支援を行う制度。

(問18) 担当区域に成年後見制度の利用が必要と思われる方はいますか。(○は1つ)

1 いる

2 いない

3 わからない

(問19) あなたは、尼崎市成年後見等支援センター(※)についてご存じですか。(○は1つ)

1 名称も役割(業務内容)も知っている

2 名称は知っているが、役割(業務内容)はよく知らない

3 名称も役割(業務内容)も全く知らない

※ 尼崎市成年後見等支援センター…南部・北部保健福祉センター内に設置された、成年後見制度の利用が必要な方やその家族、支援者からの相談に応じ、申立の支援等を行っている窓口。関係機関と密接に連携し成年後見制度の普及啓発や、市民後見人の育成など権利擁護の推進に取り組んでいる。

(問20) 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)や成年後見制度について、相談ができるところをご存じですか。(○はいくつでも)

1 尼崎市成年後見等支援センター

2 市の各窓口(コールセンター含む)

3 地域包括支援センター

4 障害者委託相談支援事業所

5 家庭裁判所

6 専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士等)

7 その他 (具体的に:

8 知らない

7 非行や犯罪をした人の立ち直りについて

(問21) 非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要だと思うことはありますか。(○はいくつでも)

1 出所後の住宅の確保の支援

2 円滑な求職活動に向けた相談支援や就労先の確保

3 学校等と連携した修学支援

4 生活保護の申請などの経済的な支援

5 保健医療・福祉サービスの利用促進のための支援

6 地域住民の理解に向けた広報・啓発

7 刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等の連携強化

8 その他

具体的に:

9 支援は必要ない

～非行や犯罪をした人の立ち直りのために(再犯防止推進計画の推進)～

犯罪による被害を受けることを防止するために、非行や犯罪をした人の円滑な社会復帰を促進することによって、社会において孤立することなく、市民の理解や協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援しています。

なお、尼崎市では、平成27年に「尼崎市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた取組の推進を図り、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に取り組んでいます。

(問22) あなたは、民生児童委員として、非行や犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか

1 思う・すでに協力している

2 どちらかといえば思う

→ 問22-1へ

3 どちらかといえば思わない

4 思わない

→ 問22-2へ

5 わからない

問22で「1」または「2」と回答した方に

(問22-1) どのような協力をしたいと思いますか。(○はいくつでも)

- 1 保護司(※1)が行う支援に協力をする
- 2 再犯防止に関するボランティア活動への協力を行う
- 3 広報・啓発活動に協力する
- 4 犯罪予防や更生保護(※2)に関することを学ぶ

5 その他

具体的に:

※1 保護司・・・保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行うなど、立ち直りを地域で支える無報酬のボランティアとして活動している。

※2 更生保護・・・更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

問22で「3」または「4」と回答した方に

(問22-2) 協力したいと思わない理由を教えてください。(○はいくつでも)

- 1 自分や家族の身に何か起きないか不安だから
- 2 非行や犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから
- 3 非行や犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから
- 4 メリットがないから
- 5 犯罪による被害を受けたことがあるから
- 6 具体的なイメージがわからないから
- 7 時間的余裕がないから
- 8 興味がないから
- 9 非行や犯罪をした人への支援などは国や地方公共団体が行うべきだから
- 10 非行や犯罪をした人に支援などするべきではないから

11 その他

具体的に:

8 災害時の支援について

(問23) 令和7年9月に、市より新しいハザードマップ(※1)を配布していますが、南海トラフ巨大地震(※2)や台風等によって、以下の水害が発生した際に、あなたのお住まいは「浸水想定区域」に含まれていますか。(①～④について、1～3のいずれかに○を1つずつ)

	はい	いいえ	わからない
① 洪水	1	2	3
② 内水	1	2	3
③ 高潮	1	2	3
④ 津波	1	2	3

※1 ハザードマップ …本市では水害等によるリスク軽減や市民の皆さまに円滑な避難行動をとっていただいたくために、洪水・内水・高潮・津波といった災害種別ごとのマップを作成しています。

※2 南海トラフ巨大地震…太平洋洋を震源とする大規模な地震津波災害で、国の試算によれば、30年以内に60～90%の確率で起きると予測されています。

旧:問26

(問24) あなたは、福祉避難所(※)とはどのような場所のことを指すか **ご存じですか**。(○は1つ)

1 知っていた

2 聞いたことはある

3 知らなかった

※福祉避難所

高齢者や障害のある人など、要支援者に配慮した避難所のことであり、バリアフリーや冷暖房が完備されているなど要支援者の利用に適した環境を確保できる施設。福祉避難所は災害時に必要に応じて開設する2次的避難所であり、**発災後すぐに避難所として利用することはできません**。

(尼崎市が指定している福祉避難所は、47か所で、受入可能人数は約1,800人)

(問25) 風水害や地震などの災害が起こったとき、あなたはどこに避難 **したいですか**。(○はいくつでも)

1 指定避難所

2 福祉避難所

3 市内の家族・親戚や知人の家

4 市外の家族・親戚や知人の家

5 在宅避難

6 車中泊避難

7 宿泊施設

8 その他

具体的に:

9 わからない

(問26) あなたは、大地震や風水害に備えて、どのような対策をとっていますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--|-------------------------|
| 1 食料・飲料水や日用品などを備蓄している | 2 停電時に作動する懐中電灯などを準備している |
| 3 避難場所・避難経路を決めている | 4 家族の安否確認の方法などを決めている |
| 5 家具や家電を固定している | 6 家の屋根や周囲のものを固定している |
| 7 貴重品などをすぐ持ち出せるように準備している | 8 防災訓練や避難訓練に参加している |
| 9 防災アプリや緊急速報メールなどを登録している | |
| 10 その他 { 具体的に: } | |
| 11 特に対策はとっていない | |

(問27) あなたの担当区域には、災害時の要配慮者(※)に該当するかたは何人くらいいますか。(○は1つ)
※高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要する人(災害対策基本法第8条)。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1 9人以下 | 2 10～29人 | 3 30～59人 |
| 4 60～99人 | 5 100人以上 | 6 わからない |

(問28) あなたは、高齢者名簿兼避難行動要支援者名簿を日頃活用していますか。(○は1つ)

- | | |
|----------|-----------|
| 1 活用している | 2 活用していない |
|----------|-----------|

3 その他 { 具体的に: }

(問29) 地域にお住まいの要配慮者の避難支援のため、国や県、市は要配慮者一人ひとりの身体や生活の状況に合わせて、避難方法を事前に決めておく個別支援計画の作成支援を進めていることをご存じですか。(○は1つ)

- | | | |
|---------|----------------------|--------|
| 1 知っている | 2 聞いたことはあるが、詳しくは知らない | 3 知らない |
|---------|----------------------|--------|

(問30) 地域にお住まいの高齢者等の要配慮者の避難支援に関して、

① あなたが日頃から取り組んでいること、② 地域で日頃から取り組んでいること、③ 地域で今後必要だと思う取組について、1～7の選択肢の中からあてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

	①あなたの 取組	②地域での 取組	③今後必要 な取組
1 地域の要配慮者の把握			
2 ハザードマップ等を活用した避難場所や経路の確認			
3 避難場所や備蓄品、避難情報の入手方法等の防災情報の共有			
4 要配慮者の支援を想定した避難訓練の参加			
5 要配慮者への日頃からの防災の声かけ			
6 その他 (具体的に:)			
7 特にない			

9 さいごに

(問31) あなたが、尼崎市の福祉施策に関する取組に10段階で得点をつけるとすれば、何点ですか。

追加 (1～10のうち、いずれかに○を1つ)

(とても不満)			(どちらともいえない)				(とても満足)		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

(問32) 民生児童委員活動において、お困りのことやご提案があれば教えてください。

旧:問31

お忙しいところ調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

尼崎市の未来のために、みなさまのご意見をお聞かせください！

地域福祉に関するアンケート調査

* 調査ご協力をお願い *

保護司の皆様には、日頃より尼崎市政に関するご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、「互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に“ともにいきる”まち あまがさき」を基本理念として、あまがさきし地域福祉計画を地方再犯防止推進計画と一体的に策定し、現在、令和8年度までを計画期間とした第4期の計画の推進に取り組んでおります。

今回の調査は、令和9年度からの第5期のあまがさきし地域福祉計画の策定に向けて、地域福祉の推進の基礎資料とするために、保護司の皆様の幅広いご意見をおうかがいするものです。

また、本調査結果は、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会が、本市と連携して取り組む「地域福祉推進計画」の策定にも活用させていただきます。

なお、この調査票は、令和7年12月1日現在、保護司として活動されている方全員にお配りさせていただいております。

この調査は無記名で、ご回答については、すべて統計的に処理し、本調査の目的以外に使用することはありません。

ご多忙のところ大変恐縮に存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、1月31日(土)までにアンケートにご協力くださいますようお願いいたします。

令和8年1月 尼崎市

* 問い合わせ先 *

記入にあたって、わからないことがありましたら、下記までお問い合わせください。

電話：0120-186-189

(調査委託先：株式会社サーベイリサーチセンター)

受付時間：月～金曜日（祝日は除く）午前9時～12時、午後1時～5時

《調査実施主体》

尼崎市 福祉局 福祉部 福祉課 電話：06-6489-6348／ファクス：06-6489-6329

なお、アンケートの回答方法は2種類あります。どちらかを選んでお答えください。

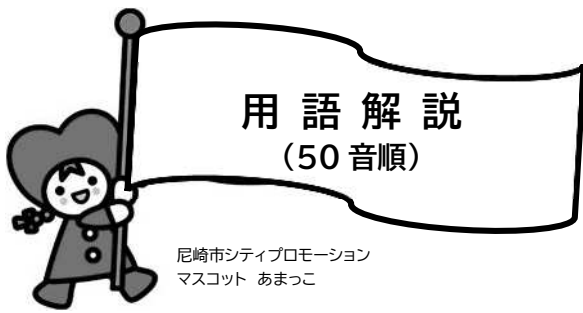
①インターネット（パソコン・スマートフォン）で回答する

※ 調査票1ページ目に記載のURLもしくは二次元コードを読みとってアクセスしてください。

アンケートに回答する際には、WEB回答用のIDが必要です

※ パスワードは、重複なくオンライン回答を受け付けるためのもので、回答者の氏名や住所などが特定されることはありません。

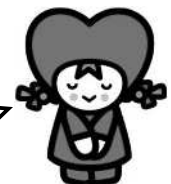
②調査票に記入し、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて投函する。



調査票内に記載の用語については、
下記をご参照ください。

あ	NPO(エヌピーオー)	Non Profit Organization の略。非営利組織。法人格の有無については関係なく、営利を目的とせず、民間の自発的な組織として、継続的に保健・医療・福祉の増進やまちづくりの推進など多様な活動を行い、何らかの社会サービスを提供している団体。
か	ケアマネジャー (介護支援専門員)	要介護等の認定者にかかる心身の状態に応じて計画を立て、適切な介護サービスを利用できるよう連絡調整を行う専門職。
	子どもの育ち支援センター「いくしあ」	子どもや子育てに関して課題や困難を抱える子どもたちと子育て家庭に寄り添い、様々な関係機関が連携しながら、切れ目なく継続的に支援を行う相談支援機関。
さ	ささえあい地域活動センター「むすぶ」	尼崎市社会福祉協議会が市内6地区に設置した、地域住民の様々な相談対応や、地域活動の立ち上げ支援、地域活動の担い手の育成等を行い、住民同士がささえあう・助け合う地域づくりを進めるための組織。
	社会福祉協議会	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会(社協)はボランティア活動の支援や在宅福祉サービスなど、地域福祉の推進に関する各種事業を行う民間の団体で、各地区(市内6か所)に社協むすぶグループを設置し、地域の実情に沿った事業を展開している。
	障害者委託相談支援事業所	障害のある人やその保護者、介護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う相談支援機関。
た	地域振興センター	市内6地区における協働のまちづくり及びコミュニティ推進の拠点として、地域課題の情報収集や各種コーディネートを行い、地域に必要な講座・事業を企画・実施するとともに、地域住民への情報提供や相談業務、様々な団体や市民活動グループへの活動支援等を行う組織。
	地域総合センター	地域住民をはじめとする市民相互の交流の促進及び人権啓発意識の普及高揚を図り、もって市民福祉の向上に寄与するためのコミュニティの拠点となる施設。
	地域福祉活動専門員 (社協むすぶグループ)	多様化、複雑化した住民ニーズや対応する制度が存在しないといった課題に対応する住民主体の地域の支え合い活動等を推進していくため、尼崎市社会福祉協議会が各地区社協むすぶグループに2人ずつ(市内に計12人)配置した専門職員。
	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するために、高齢者の状態に応じたさまざまなサービスを提供して、地域の高齢者の心身の健康の維持、生活の安定のために必要な援助・支援を行う中核的な支援機関。
な	南部・北部保健福祉センター	市内南北2か所に設置している、福祉や保健に関する各種相談や手続きを一体的に行う相談支援機関。主に、生活保護に関すること、障害者・障害児の相談に関すること、 家庭児童相談 、生活支援(婦人相談・養護老人ホーム等)、各種申請受付に関すること、しごとや暮らしに関すること、成年後見制度に関すること、保健に関すること、乳幼児健診等の業務を行っている。
ま	民生児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」や、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などの役割を果たす無報酬のボランティアとして活動している。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねている。

アンケートへのご協力、よろしくお願いいたします。



2 保護観察対象者への支援について

(問1) あなたは、保護観察に関する活動について、どの程度不安や負担に感じたことがありましたか。
(①～⑨のそれぞれについて、○は1つずつ)

	も感と るいて じ	感あ い ない 程度	り感あ い ない て	ど感あ い ない て	い感あ い ない て	のそ い なが い
① 保護観察対象者の住居の確保	1	2	3	4	5	6
② 保護観察対象者の就職先の確保	1	2	3	4	5	6
③ 帰住先となる家族への対応	1	2	3	4	5	6
④ 薬物やアルコール依存症等を原因として 罪を犯した保護観察対象者の支援	1	2	3	4	5	6
⑤ 障害や認知症のある、又は疑われる保 護観察対象者の支援	1	2	3	4	5	6
⑥ 外国にルーツのある保護観察対象者の 支援	1	2	3	4	5	6
⑦ 支援が必要だと考える人の行政へのつ なぎ	1	2	3	4	5	6
⑧ 支援が必要だと考えられるが、拒否する 保護観察対象者への対応	1	2	3	4	5	6
⑨ 保護観察対象者との面接場所(自宅以 外)の確保	1	2	3	4	5	6
⑩ その他 (具体的に:)	1	2	3	4	5	6

(問2) 対象者との面談の際には、6地区の地域振興センター(生涯学習プラザ)やこどもの育ち支援センター「いくしあ」(別紙「用語解説」を参照)内の部屋が利用できますが、あなたは利用していますか。(○は1つ)

1 よく利用している

2 とくとき利用している

3 利用していない

問2-2

問2で「1」または「2」と回答した方に

(問2-1) 利用している理由を教えてください。(○はいくつでも)

1 対象者が来やすい

2 自宅で面談を行うことに抵抗がある

3 家が近い

4 その他 (具体的に:)

問2で「3」と回答した方に

(問2-2) 利用していない理由を教えてください。(○はいくつでも)

1 利用できることを知らなかった 2 面談は自宅で行う方がよい

3 家から遠い

4 その他 (具体的に:

)

再び、すべての方に

(問3) 再犯防止のためにどういった支援が必要だと思いますか。(特に重要と考えるもの3つまでに○)

1 犯罪をした人の住居の確保

2 犯罪をした人の就職先の確保

3 犯罪をした人が再び学ぶための入学・編入等の支援

4 犯罪をした人への保健医療・福祉サービスに関する情報提供

5 犯罪をした人の個々の実情や特性に応じた相談を受け付ける相談窓口

6 犯罪をした人の支援の推進に向けた地域支援ネットワーク (保護司、更生保護施設、居住支援法人、医療機関、保健・福祉機関、民間支援団体等で構成)

7 再犯防止を支援する民間団体等の活動の場の提供や活動の情報発信

8 犯罪をした人の居場所の提供

9 その他 (具体的に:

)

3 他の関係機関等との連携について

(問4) あなたがこれまでに担当した保護観察対象者に、複数の課題(生活困窮、障害・介護サービスが必要な状況、引きこもり、虐待等)が重なり、支援困難な事例がありましたか。(○は1つ)

- | | |
|---------|----------|
| 1 よくある | 2 ときどきある |
| 3 あまりない | 4 ほとんどない |

(問5) 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会(別紙「用語解説」を参照)では、住民同士がささえあう・助け合う地域づくりを進めるため、各6地区に、ささえあい地域活動センター「むすぶ」を設置し、地域住民の様々な相談対応や、地域活動の立ち上げ支援、地域活動の担い手の育成等を行っているのをご存じですか。(○は1つ)

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1 名称も役割も知っている | 2 名称は知っているが、役割はよく知らない |
| 3 名称も役割も全く知らない | |

(問6) あなたの関係団体との連携に関して、

- ① 普段の活動の中で連携しているところ
② これからの活動の中で新たに連携をしたいところ

について、1～16 の選択肢の中からあてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

※別紙「用語解説」を参照

	①普段の活動	②新たな連携先
1 南部・北部保健福祉センター(※)		
2 子どもの育ち支援センター「いくしあ」(※)		
3 6地区の地域振興センター		
4 各地域総合センター(※)		
5 上記以外の本庁、保健所の各窓口		
6 地域包括支援センター(※)		
7 ケアマネジャー(※)		
8 障害者委託相談支援事業所(※)		
9 福祉協会(自治会・町会)等の役員		
10 民生児童委員(※)		
11 ボランティア団体		
12 地域福祉活動専門員(社協むすぶグループ)(※)		
13 福祉サービスを行う民間事業者(NPO(※)法人も含む)		
14 医療機関の医師、相談員		
15 学校・保育所等の子どもに関する機関		
16 その他 (具体的に:)		

(問7) 関係機関や地域の支援者との連携が必要な時に、スムーズに連携できていますか。(○は1つ)

- 1 スムーズに連携できている
- 2 どちらかといえばスムーズに連携できている
- 3 どちらかといえばスムーズに連携できていない
- 4 スムーズに連携できていない

(問8) 対象者の支援など普段の活動にあたって他の関係機関と連携する際、課題に感じることはありますか。(○はいくつでも)

- 1 他の関係機関等の機能・役割が分からないこと
- 2 他の関係機関等との関係づくりができていないこと
- 3 繁忙などの理由により、対応してもらえないこと
- 4 個人情報の取扱いが難しいため、必要な情報を共有できないこと
- 5 その他 { 具体的に: }
- 6 特に感じることはない

4 権利擁護に関する制度について

(問9) あなたは、日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)(※)についてご存じですか。(○は1つ)

- 1 名称も内容も知っている
- 2 名称は知っているが、内容はよく知らない
- 3 名称も内容も全く知らない

※ 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)…認知症や障害などにより福祉サービスの利用や生活費などを計画的に使うことに不安のある方が、地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が利用者本人との契約に基づいて、日常的な生活援助を行う事業。

(問10) これまで担当した保護観察対象者に、日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)の利用が必要と思われる方はいますか。(○は1つ)

- 1 いる
- 2 いない
- 3 わからない

(問11) あなたは、成年後見制度(※)についてご存じですか。(○は1つ)

- 1 名称も内容も知っている
- 2 名称は知っているが、内容はよく知らない
- 3 名称も内容も全く知らない

※ 成年後見制度…認知症や障害などの理由で判断能力が低下した方に対して、家庭裁判所が選んだ後見人が本人の意向を尊重しながら、財産管理や介護などの福祉サービスの契約を結ぶなどの支援を行う制度。

(問12) これまで担当した保護観察対象者に、成年後見制度の利用が必要と思われる方はいますか。
(○は1つ)

- 1 いる
- 2 いない
- 3 わからない

(問13) あなたは、尼崎市成年後見等支援センター(※)についてご存じですか。(○は1つ)

- 1 名称も役割(業務内容)も知っている
- 2 名称は知っているが、役割(業務内容)はよく知らない
- 3 名称も役割(業務内容)も全く知らない

※尼崎市成年後見等支援センター…

南部・北部保健福祉センター内に設置された、成年後見制度の利用が必要な方やその家族、支援者からの相談に応じ、申立の支援等を行っている窓口。関係機関と密接に連携し成年後見制度の普及啓発や、市民後見人の育成など権利擁護の推進に取り組んでいる。

(問14) 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)や成年後見制度について、相談ができるところをご存じですか。(○はいくつでも)

- 1 尼崎市成年後見等支援センター(※)
- 2 市の各窓口(コールセンター含む)
- 3 地域包括支援センター
- 4 障害者委託相談支援事業所
- 5 家庭裁判所
- 6 専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士等)

7 その他

具体的に:

8 知らない

6 災害時の支援について

(問15) 令和7年9月に、市より新しいハザードマップ(※1)を配布していますが、南海トラフ巨大地震(※2)や台風等によって、以下の水害が発生した際に、あなたのお住まいは「浸水想定区域」に含まれていますか。(①～④について、1～3のいずれかに○を1つずつ)

	はい	いいえ	わからない
① 洪水	1	2	3
② 内水	1	2	3
③ 高潮	1	2	3
④ 津波	1	2	3

※1 ハザードマップ …本市では水害等によるリスク軽減や市民の皆さまに円滑な避難行動をとっていただいたくために、洪水・内水・高潮・津波といった災害種別ごとのマップを作成しています。

※2 南海トラフ巨大地震…太平洋沖を震源とする大規模な地震津波災害で、国の試算によれば、30年以内に60～90%の確率で起きると予測されています。

旧:問18

(問16) あなたは、福祉避難所とはどのような場所のことを指すか **ご存じですか**。(○は1つ)

1 知っていた

2 聞いたことはある

3 知らなかった

※福祉避難所

高齢者や障害のある人など、要支援者に配慮した避難所のことであり、バリアフリーや冷暖房が完備されているなど要支援者の利用に適した環境を確保できる施設。福祉避難所は災害時に必要に応じて開設する2次的避難所であり、**発災後すぐに避難所として利用することはできません**。

(尼崎市が指定している福祉避難所は、47か所で、受入可能人数は約1,800人)

(問17) 風水害や地震などの災害が起こったとき、あなたはどこに避難 **したいですか**。(○はいくつでも)

1 指定避難所

2 福祉避難所

3 市内の家族・親戚や知人の家

4 市外の家族・親戚や知人の家

5 在宅避難

6 車中泊避難

7 宿泊施設

8 その他 具体的に:

9 わからない

追加

(問18) あなたは、大地震や風水害に備えて、どのような対策をとっていますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 1 食料・飲料水や日用品などを備蓄している | 2 停電時に作動する懐中電灯などを準備している |
| 3 避難場所・避難経路を決めている | 4 家族の安否確認の方法などを決めている |
| 5 家具や家電を固定している | 6 家の屋根や周囲のものを固定している |
| 7 貴重品などをすぐ持ち出せるように準備している | 8 防災訓練や避難訓練に参加している |
| 9 防災アプリや緊急速報メールなどを登録している | |
| 10 その他 | 具体的に:
[] |
| 11 特に対策はとっていない | |

7 さいごに

(問19) あなたが、尼崎市の福祉施策に関する取組に 10 段階で得点をつけるとすれば、何点ですか。

追加

(1～10 のうち、いずれか1つに○)

(とても不満)

(どちらともいえない)

(とても満足)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

旧:問19

(問20) 生活環境調整や犯罪予防活動、保護観察対象者の就労支援等の保護司活動全般について、ご意見やご提案があれば教えてください。

お忙しいところ調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

尼崎市の未来のために、みなさまのご意見をお聞かせください！

地域福祉に関するアンケート調査

* 調査ご協力をお願い *

福祉事業者の皆様には、日頃より尼崎市政に関するご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、「互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に“ともにいきる”まち あまがさき」を基本理念としてあまがさきし地域福祉計画を策定し、現在、令和8年度までを計画期間とした第4期の計画の推進に取り組んでおります。

今回の調査は、令和9年度からの第5期のあまがさきし地域福祉計画の策定に向けて、地域福祉の推進の基礎資料とするために、福祉事業者の皆様の幅広いご意見をおうかがいするものです。

また、本調査結果は、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会が、本市と連携して取り組む「地域福祉推進計画」の策定にも活用させていただきます。

なお、この調査票は、市内の全福祉事業者の中から、250事業者を無作為に選び送付させていただいております。

この調査は無記名で、ご回答については、すべて統計的に処理し、本調査の目的以外に使用することはありません。

ご多忙のところ大変恐縮に存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、1月31日(土)までにアンケートにご協力くださいますようお願いいたします。

令和8年1月 尼崎市

* 問い合わせ先 *

記入にあたって、わからないことがありましたら、下記までお問い合わせください。

電話：0120-186-189

(調査委託先：株式会社サーベイリサーチセンター)

受付時間：月～金曜日（祝日は除く）午前9時～12時、午後1時～5時

《調査実施主体》

尼崎市 福祉局 福祉部 福祉課 電話：06-6489-6348／ファクス：06-6489-6329

なお、アンケートの回答方法は2種類あります。どちらかを選んでお答えください。

①インターネット（パソコン・スマートフォン）で回答する

※ 調査票1ページ目に記載のURLもしくは二次元コードを読みとってアクセスしてください。

アンケートに回答する際には、WEB回答用のIDが必要です

※ パスワードは、重複なくオンライン回答を受け付けるためのもので、回答者の氏名や住所などが特定されることはありません。

②調査票に記入し、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて投函する。



調査票内に記載の用語については、
下記をご参照ください。

さ	ささえあい地域活動センター「むすぶ」	尼崎市社会福祉協議会が市内6地区に設置した、地域住民の様々な相談対応や、地域活動の立ち上げ支援、地域活動の担い手の育成等を行い、住民同士がささえあう・助け合う地域づくりを進めるための組織。
	社会福祉協議会	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会(社協)はボランティア活動の支援や在宅福祉サービスなど、地域福祉の推進に関する各種事業を行う民間の団体で、各地区(市内6か所)に社協むすぶグループを設置し、地域の実情に沿った事業を展開している。
た	多頭飼育崩壊	犬や猫などのペットが過剰に繁殖し、適切に飼育できなくなるほど増えてしまい、飼い主の生活が破綻すること。
	DV(ディーバイ)	Domestic Violence の略。夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力。
は	8050 問題(はちまるご一まる問題)	ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に 50 代前後のひきこもりの子どもを 80 代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活困窮や社会的孤立、病気や介護等の問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。
	保護司	保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行うなど、立ち直りを地域で支える無報酬のボランティアとして活動している。
ま	民生児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」や、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などの役割を果たす無報酬のボランティアとして活動している。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねている。

アンケートへのご協力、よろしくお願いいたします。



尼崎市地域福祉に関する事業所アンケート調査

※調査回答をパソコン、タブレット又はスマートフォンで行う方は
右の二次元コードを読み込むか、
下記の URL からアクセスしてご回答ください。

URL》……

二次元
コード

※ホームページからの調査回答には、WEB回答用のID 【 】の入力が必要です。

1 事業所の概況について

それぞれの項目ごとに、あてはまる番号を選んでください。

(1)事業所の形態 (○は1つ)	1 入所・居住型 3 訪問型 5 相談支援型(6、7を除く) 7 地域包括支援センター 9 つどいの広場 10 その他 { 具体的に: }	2 通所型 4 複合型(1～3を組み合わせた形態) 6 障害者委託相談支援事業所 8 地域活動支援センター
(2)主な利用者 (○は1つ)	1 要介護(要支援)者 3 知的障害のある人 5 子ども 6 その他 { 具体的に: }	2 身体障害のある人 4 精神障害のある人
(3)所在地 (○は1つ)	1 中央地区 3 大庄地区 5 武庫地区	2 小田地区 4 立花地区 6 園田地区
(4)事業活動年数 (○は1つ)	1 3年未満 3 5年以上 10 年未満	2 3年以上5年未満 4 10 年以上
(5)相談支援業務に 従事する相談員 の配置の有無	1 有り ()名 2 無し	

2 地域での活動について

(問 1) 貴事業所は地域において、現在、どのような地域貢献活動を実施していますか。

(○はいくつでも)

- 1 子どもから高齢者まで、様々な方が交流できる居場所づくりへの協力
- 2 地域活動のための施設や設備の地域住民への開放
- 3 地域活動への参加・協働
- 4 地域で困りごとの相談を受ける窓口の設置
- 5 地域への福祉等に関する情報発信
- 6 事業所の行事等の参加案内

7 その他

具体的に:

8 特に取り組んでいない

問 1 で「8」と回答した方に

(問 1-1) 地域において活動に取り組んでいない理由は何ですか。(○はいくつでも)

- 1 人的、財政面での余裕がないため
- 2 地域で活動するきっかけがないため
- 3 地域の情報を知らないため
- 4 その他

具体的に:

再び、すべての方に

(問2) この5年間で、地域住民と関わる機会は変わったと思われますか。(○は1つ)

- | | |
|-----------|----------|
| 1 大きく減少した | 2 少し減少した |
| 3 少し増えた | 4 大きく増えた |
| 5 変わらない | |

(問3) 今後、貴事業所が地域において新たに取り組むとすれば、どのような活動ですか。(〇はいくつでも)

1 子どもから高齢者まで、様々な方が交流できる居場所づくりへの協力

2 地域活動のための施設や設備の地域住民への開放

3 地域活動への参加・協働

4 地域で困りごとの相談を受ける窓口の設置

5 地域への福祉等に関する情報発信

6 事業所の行事等の参加案内

7 その他

具体的に:

8 新たに取り組むを行うことは考えていない

(問4) 地域貢献活動に取り組むためには、こういった仕組みがあれば良いと思われますか。

(〇はいくつでも)

1 資金面での支援

2 地域の団体等からの呼びかけ

3 活動している団体の情報や活動内容がホームページなどでいつでも確認できる環境

4 その他

具体的に:

3 他の関係機関等との連携について

(問5) 貴事業所を利用する人や世帯の中に貴事業所の担当分野以外の困りごとを抱えている人はいますか。(○は1つ)

1 よくいる

2 ときどきいる

3 あまりいない

4 いない・把握していない

問5で「1」～「3」のいずれかに回答した方に

(問5-1) 担当分野以外で把握している内容はどのような分野のことですか。(○はいくつでも)

1 認知症(疑いも含む)の方の対応

2 高齢者、障害者虐待の対応(疑いも含む)

3 子どもの虐待の対応(疑いも含む)

4 DV(別紙「用語解説」を参照)の対応

5 子どもの貧困の対応

6 引きこもりの方の対応

7 日本語での意思疎通が難しい外国人の対応

8 8050 問題(別紙「用語解説」を参照)への対応

9 薬物依存症・アルコール依存症の対応

10 ゴミ屋敷の対応

11 犬猫の多頭飼育崩壊(別紙「用語解説」を参照)の対応

12 高齢者・障害者等の消費者被害への対応

13 その他の課題

具体的に:

問5で「1」～「3」のいずれかに回答した方に

(問5-2) 担当分野以外の困りごとを把握した場合にどう対応しましたか。(○は1つ)

1 他の相談支援機関等につないだ・つなごうとしている

2 他の相談支援機関等につなげなかった

問5-2で「2」と答えた方に

(問5-3) 他の相談支援機関等につなげなかった理由は何ですか。(○はいくつでも)

1 他の相談支援機関等の機能・役割がわからないため、どこに連絡して良いかわからない

2 他の相談支援機関等との関係づくりができていないため、連絡しづらい

3 繁忙などの理由により、連絡しても対応してもらえないことがある

4 個人情報の取扱いが難しいため、必要な情報を共有できない

5 その他

具体的に:

再び、すべての方に

(問6) 貴事業所が支援をしている対象者の相談経路はどのような形が多いですか。(○はいくつでも)

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 本人 | 2 家族 |
| 3 友人・知人 | 4 近隣住民 |
| 5 福祉協会(自治会・町会)等の役員 | 6 民生児童委員 |
| 7 保護司(別紙「用語解説」を参照) | 8 地域のボランティア活動者 |
| 9 サービス提供事業者 | 10 医療機関の医師、相談員 |
| 11 南部・北部保健福祉センター(※1) | 12 子どもの育ち支援センター「いくしあ」(※2) |
| 13 6地区の地域振興センター(※3) | 14 各地域総合センター(※4) |
| 15 11~14 以外の本庁、保健所の各窓口 | 16 地域包括支援センター |
| 17 障害者委託相談支援事業所 | 18 地域福祉活動専門員(社協むすぶグループ)(※5) |
| 19 業務を行う中で独自で発見、把握 | |
| 20 その他 | 具体的に: |

- ※1 市内南北2か所に設置している、福祉や保健に関する各種相談や手続きを一体的に行う相談支援機関。主に、生活保護に関すること、障害者・障害児の相談に関すること、**家庭児童相談**、生活支援(婦人相談・養護老人ホーム等)、各種申請受付に関すること、しごとや暮らしに関すること、成年後見制度に関すること、保健に関すること、乳幼児健診等の業務を行っている。
- ※2 子どもや子育てに関して課題や困難を抱える子どもたちと子育て家庭に寄り添い、様々な関係機関が連携しながら、切れ目なく継続的に支援を行う市の相談支援機関。
- ※3 市内6地区における協働のまちづくり及びコミュニティ推進の拠点として、地域課題の情報収集や各種コーディネートを行い、地域に必要な講座・事業を企画・実施するとともに、地域住民への情報提供や相談業務、様々な団体や市民活動グループへの活動支援等を行う組織。
- ※4 地域住民をはじめとする市民相互の交流の促進及び人権啓発意識の普及高揚を図り、もって市民福祉の向上に寄与するためのコミュニティの拠点となる施設。
- ※5 多様化、複雑化した住民ニーズや対応する制度が存在しない課題に対応する住民主体の地域の支え合い活動を推進等していくため、尼崎市社会福祉協議会が各地区むすぶグループに2人ずつ(市内に計12人)配置した専門職員。

(問7) 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会(別紙「用語解説」を参照)では、住民同士がささえあう・助け合う地域づくりを進めるため、各6地区に、ささえあい地域活動センター「むすぶ」を設置し、地域住民の様々な相談対応や、地域活動の立ち上げ支援、地域活動の担い手の育成等を行っているのをご存じですか。(○は1つ)

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1 名称も役割も知っている | 2 名称は知っているが、役割はよく知らない |
| 3 名称も役割も全く知らない | |

(問8) 貴事業所と関係団体との連携に関して、

① 普段の支援の中で相談したり連携しているところ

② これからの支援の中で新たに相談や連携をしたいところ

について、1～17の選択肢の中からあてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

	①普段の支援	②新たな連携先
1 南部・北部保健福祉センター		
2 子どもの育ち支援センター「いくしあ」		
3 6地区の地域振興センター		
4 各地域総合センター		
5 上記以外の本庁、保健所の各窓口		
6 地域包括支援センター		
7 ケアマネジャー		
8 障害者委託相談支援事業所		
9 福祉協会(自治会・町会)等の役員		
10 民生児童委員		
11 保護司		
12 ボランティア団体		
13 地域福祉活動専門員(社協むすぶグループ)		
14 福祉サービスを行う民間事業者(NPO 法人も含む)		
15 医療機関の医師、相談員		
16 学校・保育所等の子どもに関する機関		
17 その他 (具体的に:)		

(問9) 個別課題を支援するための関係機関が開催する会議のうち、参加したことがあるものはどれですか。(○はいくつでも)

1 地域包括支援センター主催の地域ケア会議

2 南部・北部保健福祉センター主催の個別ケース会議

3 いくしあ主催の個別ケース会議

4 重層的支援推進担当主催の個別ケース会議

5 いずれも参加したことはない

問9で「5」と回答した方に

(問9-1) 関係機関の開催する会議に参加していない理由を教えてください。(○はいくつでも)

1 参加する必要性を感じないため

2 声がかからないため

3 時間に余裕がないため

4 参加することで業務が増えるため

5 その他 (具体的に:)

再び、すべての方に

(問 10) 関係機関や地域の支援者との連携が必要な時に、スムーズに連携できていますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 1 スムーズに連携できている | 2 どちらかといえばスムーズに連携できている |
| 3 どちらかといえばスムーズに連携できていない | 4 スムーズに連携できていない |

(問11) 地域住民や他の関係機関と相談、**連携**する際に、課題に感じることはありますか。

(○はいくつでも)

- | | |
|---|-------|
| 1 他の関係機関等の機能・役割がわからないため、どこに連絡して良いかわからない | |
| 2 他の関係機関等との関係づくりができていないため、連絡しづらい | |
| 3 繁忙などの理由により、連絡しても対応してもらえないことがある | |
| 4 個人情報の取扱いが難しいため、必要な情報を共有できない | |
| 5 その他 | 具体的に: |
| | |
| 6 特に感じることはない | |

4 権利擁護に関する制度について

(問 12) 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)(※)についてご存じですか。

(○は1つ)

- | |
|-----------------------|
| 1 名称も内容も知っている |
| 2 名称は知っているが、内容はよく知らない |
| 3 名称も内容も全く知らない |

※ 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)…認知症や障害などにより福祉サービスの利用や生活費などを計画的に使うことに不安のある方が、地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が利用者本人との契約に基づいて、日常的な生活援助を行う事業。

(問13) 貴事業所の業務を通じて、日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)の利用を必要とする人を発見したり、利用のための支援を行う(行った)ことがありますか。(○は1つ)

- | |
|---|
| 1 日常生活自立支援事業の利用のための支援を行う(行った)ことがある |
| 2 利用の支援を行うことはないが、利用が望ましいと思う人を発見することはある |
| 3 業務のなかで、日常生活自立支援事業の利用が望ましいと思う人を発見することはない |
| 4 わからない |

(問14) 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)の利用において、どのようなことが課題だと思いますか。(○はいくつでも)

- 1 市民への制度の周知が不足している
- 2 事業所や支援関係者への制度の周知が不足している
- 3 制度に関する知識・理解が不足している
- 4 支援が必要な人を発見しても、相談や支援につなげる仕組みができていない
- 5 支援や連携、相談の窓口となる機関が周知されていない
- 6 日常生活自立支援事業における支援の担い手が不足している
- 7 内容や手続きが煩雑である
- 8 手続きに時間がかかる
- 9 その他 { 具体的に: }
- 10 わからない

(問15) 尼崎市成年後見等支援センター(※)についてご存じですか。(○は1つ)

- 1 名称も役割(業務内容)も知っている
- 2 名称は知っているが、役割(業務内容)はよく知らない
- 3 名称も役割(業務内容)も全く知らない

※尼崎市成年後見等支援センター

南部・北部保健福祉センター内に設置された、成年後見制度の利用が必要な方やその家族、支援者からの相談に応じ、申立の支援等を行っている窓口。関係機関と密接に連携し成年後見制度の普及啓発や、市民後見人の育成など権利擁護の推進に取り組んでいる。

(問16) 貴事業所の業務を通じて、成年後見制度の利用を必要とする人を発見したり、利用のための支援を行う(行った)ことがありますか。(○は1つ)

- 1 成年後見制度の利用のための支援を行う(行った)ことがある
- 2 利用の支援を行うことはないが、利用が望ましいと思う人を発見することはある
- 3 業務のなかで、成年後見制度の利用が望ましいと思う人を発見することはない
- 4 わからない

(問 17) 成年後見制度の利用において、どのようなことが課題だと思いますか。(○はいくつでも)

- 1 市民への制度の周知が不足している
- 2 事業所や支援関係者への制度の周知が不足している
- 3 制度に関する知識・理解が不足している
- 4 支援が必要な人を発見しても、相談や支援につなげる仕組みができていない
- 5 支援や連携、相談の窓口となる機関が周知されていない
- 6 後見人等が不足している
- 7 内容や手続きが煩雑である
- 8 申立てから決定までに時間がかかる
- 9 その他 { 具体的に: }
- 10 わからない

(問 18) 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)や成年後見制度について、相談ができるところをご存じですか。(○はいくつでも)

- | | |
|---|------------------------|
| 1 尼崎市成年後見等支援センター | 2 市の各窓口(コールセンター含む) |
| 3 地域包括支援センター | 4 障害者委託相談支援事業所 |
| 5 家庭裁判所 | 6 専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士等) |
| 7 その他 { 具体的に: } | |
| 8 知らない | |

5 非行や犯罪をした人の立ち直りについて

(問 19) 非行や犯罪をした人の立ち直りに必要だと思うことはありますか。(○はいくつでも)

1 出所後の住宅の確保の支援

2 円滑な求職活動に向けた相談支援や就労先の確保

3 学校等と連携した修学支援

4 生活保護の申請などの経済的な支援

5 保健医療・福祉サービスの利用促進のための支援

6 地域住民の理解に向けた広報・啓発

7 刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等の連携強化

8 その他（具体的に：

9 支援は必要ない

～非行や犯罪をした人の立ち直りのために(再犯防止推進計画の推進)～

犯罪による被害を受けることを防止するために、非行や犯罪をした人の円滑な社会復帰を促進することによって、社会において孤立することなく、市民の理解や協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援しています。

なお、尼崎市では、平成 27 年に「尼崎市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた取組の推進を図り、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に取り組んでいます。

(問 20) 貴事業所では、非行や犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。(○は1つ)

1 思う・すでに協力している

2 どちらかといえば思う

→ 問 20-1へ

3 どちらかといえば思わない

4 思わない

→ 問 20-2へ

5 わからない

問 20 で「1」または「2」と回答した方に

(問 20-1) どのような協力をしたいと思いますか。(○はいくつでも)

- 1 保護司が行う支援に協力をする
- 2 協力雇用主(犯罪前歴を承知の上で雇用に協力する事業主)として、犯罪をした人を雇用する
- 3 更生保護施設(出所後、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設)にお金や品物などを寄付する
- 4 再犯防止に関するボランティア活動への協力を行う
- 5 広報・啓発活動に協力する
- 6 犯罪予防や更生保護(※)に関することを学ぶ
- 7 その他 (具体的に:

※ 更生保護・・・犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

問 20 で「3」または「4」と回答した方に

(問 20-2) 協力したいと思わない理由を教えてください。(○はいくつでも)

- 1 職員や利用者の身に何か起きないか不安だから
- 2 非行や犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから
- 3 非行や犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから
- 4 メリットがないから
- 5 犯罪による被害を受けたことがあるから
- 6 具体的なイメージがわからないから
- 7 時間的余裕がないから
- 8 興味がないから
- 9 非行や犯罪をした人への支援などは国や地方公共団体が行うべきだから
- 10 非行や犯罪をした人に支援などするべきではないから
- 11 その他 (具体的に:

6 災害時の支援について

(問21) 令和7年3月に、本市ではハザードマップ(※1)を更新しましたが、貴事業所は、南海トラフ巨大地震(※2)や台風等によって、以下の水害が発生した際に、「浸水想定区域」に含まれていますか。
(①～④について、1～3のいずれかに○を1つずつ)

	はい	いいえ	わからない
① 洪水	1	2	3
② 内水	1	2	3
③ 高潮	1	2	3
④ 津波	1	2	3

※1 ハザードマップ…本市では水害等によるリスク軽減や市民の皆さまに円滑な避難行動をとっていただいたくために、洪水・内水・高潮・津波といった災害種別ごとのマップを作成しています。

※2 南海トラフ巨大地震…太平洋沖を震源とする大規模な地震津波災害で、国の試算によれば、30年以内に60～90%の確率で起きると予測されています。

旧:問24

(問22) 貴事業所は、福祉避難所とはどのような場所のことを指すかご存じですか。(○は1つ)

- 1 知っていた 2 聞いたことはある 3 知らなかった

※福祉避難所

高齢者や障害のある人など、要支援者に配慮した避難所のことであり、バリアフリーや冷暖房が完備されているなど要支援者の利用に適した環境を確保できる施設。福祉避難所は災害時に必要に応じて開設する2次の避難所であり、発災後すぐに避難所として利用することはできません。

(尼崎市が指定している福祉避難所は、47 か所で、受入可能人数は約 1,800 人)

(問23) 風水害や地震などの災害が起こったとき、貴事業所の職員や利用者はどこに避難するか決めていますか。候補として考えているところにすべて○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 指定避難所 2 福祉避難所(※)
3 宿泊施設 4 それぞれの家族・親戚の家
5 その他 (具体的に: 6 決めていない

旧:問25

(問24) 地域にお住まいの要配慮者(※)の避難支援のため、国や県、市では、要配慮者一人ひとりの身体や生活の状況に合わせて、避難方法を事前に決めておく個別支援計画の作成支援を進めていることをご存じですか。(○は1つ)

※高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要する人(災害対策基本法第8条)。

- 1 知っている 2 聞いたことはあるが、詳しくは知らない
3 知らない

旧:問26 (①・②のそれぞれについて、○は1つずつ)

	策定している	策定していない
① 防災マニュアル	1	2
② 事業継続計画(BCP)	1	2

(問 26) 市では、災害時の要配慮者に対する避難支援等の体制づくりに取り組んでいます。
貴事業者において、災害時にご協力いただけることはありますか。(〇はいくつでも)

- 1 避難所等としての施設(場所)の提供による支援
- 2 備蓄(水や食糧、日用品等)の提供による支援
- 3 貴事業所職員による人的な支援の提供
- 4 要配慮者に対する安否確認等の声かけ
- 5 その他 (具体的に:)
- 6 特になし

(問 27) 貴事業所が地域の要配慮者の避難支援のために、日頃から取り組んでいることはありますか。
(○はいくつでも)

- 1 ハザードマップ等を活用した避難場所や避難経路等の確認
- 2 地域等が実施する避難訓練の参加
- 3 利用者や地域住民への防災対策等の声かけ
- 4 緊急時の連絡先や医療介護の情報、避難場所の把握
- 5 水や食糧、日用品等の備蓄
- 6 その他  具体的に：
- 7 取り組んでいない

7 さいごに

(問28) 尼崎市の福祉施策に関する取組に 10 段階で得点をつけるとすれば、何点ですか。

追加 (1～10 のうち、いずれかに○を1つ)

(1~10のうち、いずれかに○を1つ)

(とても満足)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

(問 29) 尼崎市のこれからの福祉施策に関する取組について、ご意見やご提案がありましたら、ご自由にご記入ください。

お忙しいところ調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

※資料 6 ～10は、容量の都合により、本資料への添付を省略しています。※

資料 6

生き生き！！あま咲きプラン（第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）

資料 7

尼崎市障害者計画（第 4 期）・障害福祉計画（第 6 期）

資料 8

尼崎市障害福祉計画（第 7 期）

資料 9

尼崎市こども・若者総合計画

資料10

尼崎市こども・若者総合計画（概要版）